

# 令和7年教育委員会4月定例会

日 時：令和7年4月24日（木）午後1時30分  
場 所：北秋田市役所第二庁舎 1階 第三会議室

署名 教育長  
署名 委員

## 次 第

### 1 開 会

### 2 前回委員会会議録の承認

### 3 諸報告

#### (1) 教育長報告

##### ① 動静報告

#### (2) 各課所管事項

##### ・教育総務課

##### ① 4月行事報告及び5月行事予定

##### ② あきたリフレッシュ学園

##### ③ 学校給食

##### ・学校教育課

##### ① 4月行事報告及び5月行事予定

##### ② 学校の状況

##### ・生涯学習課

##### ① 4月行事報告及び5月行事予定

#### (3) 各課工事等発注状況

### 4 案 件

(1) 承認第6号 市議会提出議案に関する意見聴取について（専決第13号 専決処分の承認を求めることについて（専決第4号 令和6年度北秋田市一般会計補正予算（第12号））の関係部分）

(2) 承認第7号 市議会提出議案に関する意見聴取について（専決第14号 令和7年度北秋田市一般会計補正予算（第1号）の関係部分）

(3) 議案第17号 北秋田市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について

(4) 議案第18号 北秋田市児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令の制定について

(5) 議案第19号 北秋田市森吉コミュニティセンター改築に係る検討委員会設置要綱の制定について

(6) 報告第3号 専決処理の報告について（専決第8号 公文書の開示について）

(7) 報告第4号 専決処理の報告について（専決第9号 学校医等の委嘱について）

(8) 報告第5号 専決処理の報告について（専決第10号 学校事務共同実施グループリーダー等の任命について）

- (9) 報告第6号 専決処理の報告について（専決第11号 北秋田市教育支援委員会委員の委嘱について）
- (10) 報告第7号 専決処理の報告について（専決第12号 北秋田市学校結核対策委員会委員の委嘱について）

## 5 その他

- (1) 機構図について
- (2) 次回の教育委員会定例会の開催日について
- (3) その他

## 6 閉 会

※以下ページは非公開のため、削除しております。

・P6、P8～P14、P78～P106

# 1 教育長の動静について(3月27日～4月23日)

No.	日	曜	会議等	会場
1	27	木	臨時教育支援委員会	3F中教室
2			定例教育委員会	第3会議室
3			退職者辞令交付式(生涯1名)	事務局
4	28	金	辞令交付式(県派遣職員)	応接室
5	31	月	退職者辞令交付式(教委)	式場
6			退職者辞令交付式(部局)	3F大会議室
7	1	火	職員辞令交付式	コムコム
8			副市長新年度訓示	コムコム
9			教育委員会職員辞令交付式	第3会議室
10			教育長新年度訓示	第3会議室
11			新規採用教職員辞令交付式	第3会議室
12	2	水	あきたリフレッシュ学園打合せ	学童研修センター
13	4	金	市校長会総会①	交流センター
14	7	月	登校状況視察(阿仁学園前期課程)	阿仁学園
15			業務ヒア庁内打合せ	事務局
16			合川中学校入学式	合川中
17	8	火	登校状況視察(米内沢小)	米内沢小
18			合川小学校入学式	合川小
19			市長訓示	3F大会議室
20			比内支援学校たかのす校入学式	たかのす校
21	9	水	登校状況視察(綴子小)	綴子小
22			あきたリフレッシュ学園始業式	学童研修センター
23			補正予算打合せ	事務局
24	10	木	登校状況視察(合川小)	合川
25			北教育事務所SSW来庁	事務局
26			大館北秋田校長会歓迎会	プラザ杉の子
27	11	金	登校状況視察(清鷹小)	清鷹小
28			高齢者叙勲伝達式	式場
29			臨時部長会議	3F大会議室
30	12	土	登校状況視察(鷹巣東小)	鷹巣東小
31	15	火	登校状況視察(鷹巣小)	鷹巣小
32			第3次総合計画策定委員会②	第2会議室
33			100 <sup>+</sup> チャレンジマラソン大会事務局来庁	事務局
34	17	木	東北都市教育長協議会定期総会	花巻市
35			東北都市教育長協議会懇親会	花巻市
36	18	金	東北都市教育長協議会定期総会・研修会	花巻市
37	20	日	全市一斉クリーンアップ	木戸石集落
38			(三沢由美子ソプラノリサイタル)	文化会館
39	21	月	大館北秋田中学校体育連盟会長来庁	事務局
40			市教育センター所員総会(オンライン)	(オンライン)
41	22	火	森吉地区少年保護育成委員会総会・懇親会	クウインズ森吉
42	23	水	臨時議会	議場

## 【教育総務課】

### 1 4月行事報告及び5月行事予定

#### 行事報告

月	日	曜	報告事項	場所	備考
4	1	火	令和7年度定期人事異動辞令交付式	第二庁1階第三会議室	
	9	水	あきたリフレッシュ学園始業式	学童研修センター	
	17・18	木・金	第76回東北都市教育長協議会定期総会・研修会	岩手県花巻市	
	24	木	教育委員会4月定例会	第二庁1階第三会議室	

#### 行事予定

月	日	曜	予定事項	場所	備考
5	15・16	木・金	第75回全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会川越大会	埼玉県川越市	
	22	木	教育委員会委員任命書交付式	本庁舎応接室	
	22	木	第1回総合教育会議・教育委員会5月定例会	第二庁舎3階大教室	

### 2 あきたリフレッシュ学園

#### (1) 利用状況

学園生 11人 (4月1日現在)	市内小学生	男子 0人	女子 0人
	市外小学生	男子 1人	女子 0人
	市内中学生	男子 3人	女子 4人
	市外中学生	男子 2人	女子 1人
		男子 6人	女子 5人

体験入園 1人 (3月1日～31日)	市内小学生	男子 1人	女子 0人
	市外小学生	男子 0人	女子 0人
	市内中学生	男子 0人	女子 0人
	市外中学生	男子 0人	女子 0人
市内小学生		男子 1人	女子 0人

- (2) 活動内容 学習活動、工作体験(こけしづくり、ペーパークラフト)、洗車体験、水生生物採取体験  
(3月18日～4月14日) タイヤ交換、冬囲い外し体験

### 3 学校給食

#### (1) 4月の地場産物メニューの紹介

##### 【鷹巣北部】 「山菜どっさりメニュー」 4月11日(金)提供

- ・献立 : 山菜なめこうどん、のり塩ポテコロッケ、ポンデドーナッツ(チョコ)、牛乳
- ・北秋田市産食材 : 米代うどん、ふき、わらび、ぜんまい

秋田県は、山菜王国とも呼ばれていますが、この地域でもたくさんの山菜が採れます。本日提供のうどんには、阿仁地区で採れた「ふき」、「わらび」、「ぜんまい」を入れて提供します。地域の味を感じて食べてください。

##### 【鷹巣南部】 「お花見メニュー」 4月22日(火)提供

- ・献立 : 花型豆腐バーグ、菜の花キャベツソテー、豆乳とり汁、さくらゼリー  
ごはん、牛乳
- ・北秋田市産食材 : 米

給食でお花見を提供します。花型の形をした豆腐バーグにトマトソースをかけ、春を代表する菜の花を使って、ソテーにしてみました。そして、デザートには、レモン果汁とサクランボ果汁を使ったさくらゼリーを付けました。

##### 【もりよし】 「清流米ごはんメニュー」 4月22日(火)提供

- ・献立 : ほっけのみりんしょう油焼き、ひじきのツナいため、塩豚汁、牛乳
- ・北秋田市産食材 : 清流米、しいたけ

今日のごはんは、阿仁戸島内地区で森吉山から流れてくる清流で作られた「清流米」を提供します。ごはん粒は少し小ぶりですが、甘味が強く、粘り強いのが特徴です。副菜には、食物繊維、鉄分、カルシウムなど栄養価豊富な「ひじき」をツナと一緒に炒めものを付けました。ごはんと一緒にたくさん食べてください。

#### (2) 事故報告(異物混入) 3月17日(月)～4月11日(金)

事故報告はありません。

行事報告

月	日	曜	計画事項	場所	備考
4月	1	火	春季休業日（～4/4）		
	4	金	市校長会総会	交流センター	
	7	月	各校始業式	各校	
	21	月	教育センター所員総会 養護・栄養部会、学校事務部会	各校オンライン 交流センター	
	28	月	幼保小連携会議	市民ふれあいプラザ	

【各校の入学式】

4月7日（月） 鷹巣中学校、森吉中学校、合川中学校、阿仁学園  
 4月8日（火） 鷹巣小学校、鷹巣東小学校、綴子小学校、清鷹小学校  
 米内沢小学校、合川小学校

行事予定

月	日	曜	計画事項	場所	備考
5月	13	火	登校支援ネットワーク会議①	第二庁舎	
	15	木	教育センター実技研修部会①	オンライン	
	16	金	市校長会経営研究会	鷹巣小学校	
	20	火	教育センター運営委員会①	第二庁舎	
	21	水	市初任者研修①	市民ふれあいプラザ	
			教育センター学校事務部会②	第二庁舎	
	22	木	教育センター特別支援教育部会	交流センター	
28	水	市教育支援委員会①	第二庁舎		

【運動会・体育大会の予定】

5月10日（土） 鷹巣小、鷹巣東小、清鷹小、森吉中、合川中、阿仁学園  
 5月11日（日） 綴子小、米内沢小、合川小  
 5月25日（日） 鷹巣中

【修学旅行の予定】

鷹巣中 5月13日（火）～15日（木）東京  
 阿仁学園後期 5月20日（火）～22日（木）東京  
 合川中 5月21日（水）～23日（金）東京  
 阿仁学園前期 5月22日（木）～23日（金）函館  
 森吉中 5月28日（水）～30日（金）東京

- 1 令和7年4月1日現在児童・生徒数 (前月比) [前年4月比]
- |               |             |         |
|---------------|-------------|---------|
| 小学校・義務教育学校前期: | 860人 (-28)  | [ -21 ] |
| 中学校・義務教育学校後期: | 514人 (-40)  | [ -39 ] |
| 合計:           | 1374人 (-68) | [ -60 ] |

※各校の詳細は資料参照

※各校の前月比

鷹巣小	-10	鷹巣東小	-2	綴子小	-4
清鷹小	+5	米内沢小	+2	合川小	-16
阿仁学園	前期-3				
鷹巣中	-36	森吉中	-9	合川中	+5
阿仁学園	後期±0				

## 2 職員の異動等

※育児休業が終了し、令和7年4月1日から出勤している職員

- ①清鷹小 栄養教諭 村木 美咲
- ②合川中 教諭 小玉 綾子
- ③森吉中 教諭 草薨 未希

## 3 不審者等の情報

- ・大館北秋田地域での新たな情報はありません。

## 4 クマやサルを目撃情報への対応

- ・3月31日(月) 午前7時30分頃、鷹巣橋南側の河川敷でクマ2頭を目撃がありました。市教委から清鷹小、鷹巣中、鷹巣小保護者に注意喚起のメールを送付し、各校に情報提供をしました。
- ・4月12日(土) 午前5時27分頃、合川川井オノ神のパチンコ店付近で体長1mほどのクマ1頭を目撃がありました。北秋田警察署より市教委へ連絡があり、合川小・合川中校長と協議の上、両校の保護者へ市教委から注意喚起と登校について(付近を通る児童生徒は保護者の自家用車で送ってもらう依頼)のメールを发出了しました。
- ・4月15日(火) 午後4時頃、北秋田警察署から次の連絡がありました。「4月13日(日)午前9時30分頃、阿仁荒瀬字向岱41番地地内で体長1.5mほどのクマ1頭を目撃したとの情報が寄せられた。阿仁保育園、阿仁学園には警察から連絡済みである。」これを受けて阿仁学園に確認し、念のため学園から保護者に注意喚起のメールを發出することとしました。
- ・4月15日(火) 午後5時50分頃、薬師山スキー場入り口付近の林で体長1mほどのクマ1頭を目撃がありました。鷹巣小学校、鷹巣中学校へ連絡し、市教委から両校保護者へ注意喚起のメールを发出了しました。

# 令和7年度児童生徒数

令和7年4月1日現在

(単位:人)

学校名	1年生		2年生		3年生		4年生		5年生		6年生		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
鷹巣小学校	22	15	32	18	27	25	30	30	27	21	26	21	164	130
	37		50		52		60		48		47		294	
鷹巣東小学校	5	7	8	5	3	9	5	8	3	1	7	10	31	40
	12		13		12		13		4		17		71	
綴子小学校	4	7	3	2	5	6	5	8	6	6	10	10	33	39
	11		5		11		13		12		20		72	
清鷹小学校	9	10	9	9	16	4	8	9	12	16	10	10	64	58
	19		18		20		17		28		20		122	
米内沢小学校	11	11	7	8	12	7	10	12	5	12	15	14	60	64
	22		15		19		22		17		29		124	
合川小学校	12	5	10	7	17	10	14	11	11	16	12	20	76	69
	17		17		27		25		27		32		145	
義務教育学校 阿仁学園 (前期課程)	0	3	1	2	1	4	2	5	5	1	7	1	16	16
	3		3		5		7		6		8		32	
計	63	58	70	51	81	65	74	83	69	73	87	86	444	416
	121		121		146		157		142		173		860	

学校名	1年生		2年生		3年生										計	
	男	女	男	女	男	女									男	女
鷹巣中学校	53	40	57	57	60	52									170	149
	93		114		112										319	
森吉中学校	13	7	17	11	9	22									39	40
	20		28		31										79	
合川中学校	14	18	14	16	15	14									43	48
	32		30		29										91	
義務教育学校 阿仁学園 (後期課程)	5	1	7	1	9	2									21	4
	6		8		11										25	
計	85	66	95	85	93	90									273	241
	151		180		183										514	

総数	1,374
----	-------

## 令和7年

## 行事報告

## 生涯学習係

月	日	曜	報告事項	場所	備考
4	2	水	北地区社会教育主事協会臨時役員会	北秋田地域振興局	
	16	水	市町村教育委員会生涯学習・社会教育主管課長会議	県生涯学習センター	
	21	月	第1回家庭教育支援チーム会議	市民ふれあいプラザ	
	23	水	マタギの地恵体験学習会第1回実行委員会	前田公民館	
	24	木	青少年育成北秋田市民会議 総会	市民ふれあいプラザ	
	25	金	北地区社会教育主事協会総会・第1回研修会	市民ふれあいプラザ	
	28	月	北教育事務所社会教育関係職員市町村教育委員会訪問	市民ふれあいプラザ	

## 令和7年

## 行事報告

## 文化財係

月	日	曜	報告事項	場所	備考
4	16	水	市町村文化財保護行政主管課長会議	県生涯学習センター	

## 令和7年

## 行事報告

## 鷹巣地区公民館

月	日	曜	報告事項	場所	備考
4					

## 令和7年

## 行事報告

## 合川公民館

月	日	曜	報告事項	場所	備考
4	14	月	合川ことぶき大学第1回役員会	合川公民館	

## 令和7年

## 行事報告

## 森吉・前田公民館

月	日	曜	報告事項	場所	備考
4	17	木	森吉大学第1回運営委員会	森吉公民館	
	24	木	森吉大学開講式	森吉公民館	

## 令和7年

## 行事報告

## 阿仁・大阿仁公民館

月	日	曜	報告事項	場所	備考
4					

## 令和7年

## 行事報告

## 鷹巣・森吉図書館

月	日	曜	報告事項	場所	備考
4					

令和7年

行事予定

生涯学習係

月	日	曜	予定事項	場所	備考
5	10	金	秋田県社会教育委員連絡協議会評議員会	県生涯学習センター	
			秋田県社会教育主事連絡協議会総会	県生涯学習センター	
	14	水	北秋田市花いっぱい運動推進協議会 総会	市民ふれあいプラザ	
	15	木	高鷹大学 入学・開講式	北秋田市文化会館	
	23	木	第1回北秋田市社会教育委員の会議	市民ふれあいプラザ	
		下旬		第1回北秋田市生涯学習奨励員協議会	市民ふれあいプラザ

令和7年

行事予定

文化財係

月	日	曜	予定事項	場所	備考
5	20	火	第1回北秋田市文化財保護審議会	市民ふれあいプラザ	

令和7年

行事予定

鷹巣地区公民館

月	日	曜	報告事項	場所	備考
5					

令和7年

行事予定

合川公民館

月	日	曜	予定事項	場所	備考
5	17	土	第50回誕生の森記念植樹	合川中学校グラウンド	
	20	火	合川ことぶき大学「入学式・開講式」	合川公民館	
	23	金	第77回優良公民館表彰受賞報告会	合川公民館	
	28	水	短期講座「白津カフェで本格石窯ピザ作り講座」	羽根山白津カフェ	

令和7年

行事予定

森吉・前田公民館

月	日	曜	予定事項	場所	備考
5					

令和7年

行事予定

阿仁・大阿仁公民館

月	日	曜	予定事項	場所	備考
5	21	水	阿仁生き生き大学 入学式・開講式並びに第1回学習会	阿仁公民館	

令和7年

行事予定

鷹巣・森吉図書館

月	日	曜	予定事項	場所	備考
5	1	木	第1回北秋田市図書館協議会	文化会館	
	16	金	県北図書館協会役員会	鹿角市「コモッセ」	
	28	水	秋田県図書館協会総会	秋田市・オンライン	

## 工 事 等 発 注 一 覧 表

令和7年3月1日～令和7年3月31日

※ 150万円以上（消費税含む）

（単位：円）

番号	工事名又は業務名等	契 約 年月日	契約金額	工期	請負業者名
1	旧阿仁中校舎解体工事	R7.3.4	155,100,000	R7.3.5 ～ R7.12.19	秋田土建株式会社
	教育総務課 1件				



承認第 6 号

市議会提出議案に関する意見聴取について（専決処分の承認を求めることについて（専決第 4 号 令和 6 年度北秋田市一般会計補正予算（第 12 号））の関係部分）

北秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 17 年北秋田市教育委員会規則第 6 号）第 4 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定に基づきこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 4 月 24 日提出

北秋田市教育委員会教育長 佐藤 昭 洋

専決第 13 号

専 決 処 分 書

北秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 17 年北秋田市教育委員会規則第 6 号）第 4 条第 1 項の規定により、教育委員会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、教育委員会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、次のとおり専決処分する。

- 1 市議会提出議案に関する意見聴取について（専決処分の承認を求めることについて（専決第 4 号 令和 6 年度北秋田市一般会計補正予算（第 12 号））の関係部分）

令和 7 年 4 月 16 日専決

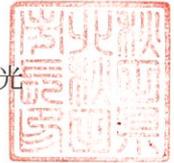
北秋田市教育委員会教育長 佐 藤 昭 洋

北秋総 0 4 0 0 2 5

令和 7 年 4 月 1 4 日

北秋田市教育委員会 様

北秋田市長 津 谷 永 光



市議会提出議案に関する意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 62 号）第 29 条の規定に基づき、次のとおり北秋田市教育委員会の意見を求めます。

1 案件名

専決処分の承認を求めることについて（専決第 4 号 令和 6 年度北秋田市一般会計補正予算（第 12 号））の関係部分

令和 7 年度北秋田市一般会計補正予算（第 1 号）の関係部分

2 提案議会

令和 7 年市議会第 1 回臨時会

3 回答期限

令和 7 年 4 月 18 日（金）正午

4 回答先

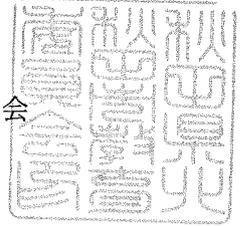
北秋田市総務部総務課総務係

北秋教総040019

令和7年4月16日

北秋田市長 津谷 永光 様

北秋田市教育委員会



市議会提出案に関する意見聴取について（回答）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、令和7年4月14日付け北秋総040025にて意見を求められた次に示す議案について、異議ありません。

案件名

専決処分の承認を求めることについて（専決第4号 令和6年度北秋田市一般会計補正予算（第12号））の関係部分

令和7年度北秋田市一般会計補正予算（第1号）の関係部分

令和6年度 北秋田市一般会計補正予算（第12号）

<教育委員会関係分>

専決第4号

令和6年度 北秋田市一般会計補正予算（第12号）

令和6年度北秋田市一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ385,902千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,443,310千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加、変更、廃止は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年3月31日 専決

北秋田市長職務代理者

北秋田市副市長 河田 浩文

第 1 表 歳入歳出予算補正  
歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 地 方 交 付 税	10,524,773	631,382	11,156,155
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		2,085	165	2,250
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	2,085	165	2,250
13 分 担 金 及 び 負 担 金		197,009	△2,282	194,727
	2 負 担 金	190,703	△2,282	188,421
15 国 庫 支 出 金		3,148,606	242,089	3,390,695
	1 国 庫 負 担 金	1,681,974	36,401	1,718,375
	2 国 庫 補 助 金	1,460,995	205,688	1,666,683
16 県 支 出 金		1,871,233	286,800	2,158,033
	2 県 補 助 金	1,053,581	287,707	1,341,288
	3 県 委 託 金	109,535	△907	108,628
17 財 産 収 入		87,463	△15,283	72,180
	2 財 産 売 払 収 入	29,500	△15,283	14,217
18 寄 附 金		1,500,202	3,000	1,503,202
	1 寄 附 金	1,500,202	3,000	1,503,202
19 繰 入 金		1,752,945	△493,265	1,259,680
	2 基 金 繰 入 金	1,622,422	△493,265	1,129,157
21 諸 収 入		681,162	△2,945	678,217

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 雑 入	331,207	△2,945	328,262
22 市	債	2,147,400	△331,900	1,815,500
	1 市 債	2,147,400	△331,900	1,815,500
歳 入	合 計	28,057,408	385,902	28,443,310

第 1 表 歳出予算補正  
歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,018,770	△3,502	3,015,268
	1 総務管理費	2,653,458	△3,502	2,649,956
3 民生費		6,604,689	△22,682	6,582,007
	1 社会福祉費	4,176,006	△21,182	4,154,824
	2 児童福祉費	1,861,818	△1,500	1,860,318
4 衛生費		2,688,108	7,212	2,695,320
	1 保健費	377,237	△585	376,652
	5 病院費	1,231,269	7,797	1,239,066
6 農林水産業費		1,052,820	△77,350	975,470
	1 農業費	712,630	0	712,630
	2 林業費	339,040	△77,350	261,690
8 土木費		2,981,420	△11,888	2,969,532
	2 道路橋りょう費	1,881,168	△5,201	1,875,967
	3 河川費	44,230	△5,207	39,023
	5 住宅費	221,716	△1,480	220,236
9 消防費		1,446,115	△332	1,445,783
	1 消防費	1,446,115	△332	1,445,783
10 教育費		2,557,345	△31,156	2,526,189

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 教 育 総 務 費	465,793	△9,514	456,279
	2 小 学 校 費	207,721	△935	206,786
	3 中 学 校 費	255,163	△7,023	248,140
	4 義 務 教 育 学 校 費	378,133	△1,146	376,987
	5 社 会 教 育 費	590,513	△12,538	577,975
	6 保 健 体 育 費	660,022	0	660,022
11 災 害 復 旧 費		1,920,696	△19,557	1,901,139
	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	1,007,095	△16,588	990,507
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	881,203	△2,859	878,344
	3 その他公共施設公用施設災害復旧費	12,074	△110	11,964
13 諸 支 出 金		1,341,702	545,157	1,886,859
	2 基 金 費	1,330,837	545,157	1,875,994
歳 出 合 計		28,057,408	385,902	28,443,310

## 第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
消防庁舎統合分署整備事業	81,300	〃	〃	〃	81,000	〃	〃	〃
消防団器具置場整備事業	7,900	〃	〃	〃	7,500	〃	〃	〃
合川中学校特別教室等エアコン整備事業	58,200	〃	〃	〃	48,800	〃	〃	〃
義務教育学校改修事業	133,400	〃	〃	〃	129,300	〃	〃	〃
阿仁体育館整備事業	6,000	〃	〃	〃	6,700	〃	〃	〃
体育施設集約化事業	260,500	〃	〃	〃	266,000	〃	〃	〃
農地農業用施設災害復旧事業	172,900	〃	〃	〃	7,800	〃	〃	〃
林業施設災害復旧事業	103,800	〃	〃	〃	5,200	〃	〃	〃
公共土木施設災害復旧事業	299,200	〃	〃	〃	268,900	〃	〃	〃
その他公共施設公用施設災害復旧事業	6,000	〃	〃	〃	5,900	〃	〃	〃

## 令和6年度北秋田市一般会計補正予算に関する説明書

## I 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税	380,851	5,310	386,161
3 利子割交付金	647	238	885
4 配当割交付金	6,715	4,095	10,810
5 株式等譲渡所得割交付金	5,561	11,179	16,740
7 地方消費税交付金	740,200	45,323	785,523
8 ゴルフ場利用税交付金	5,904	454	6,358
9 環境性能割交付金	17,370	1,542	18,912
11 地方交付税	10,524,773	631,382	11,156,155
12 交通安全対策特別交付金	2,085	165	2,250
13 分担金及び負担金	197,009	△2,282	194,727
15 国庫支出金	3,148,606	242,089	3,390,695
16 県支出金	1,871,233	286,800	2,158,033
17 財産収入	87,463	△15,283	72,180
18 寄附金	1,500,202	3,000	1,503,202
19 繰入金	1,752,945	△493,265	1,259,680
21 諸収入	681,162	△2,945	678,217
22 市債	2,147,400	△331,900	1,815,500
歳入合計	28,057,408	385,902	28,443,310

(歳 出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	3,018,770	△3,502	3,015,268		△3,500	△2,945	2,943
3 民生費	6,604,689	△22,682	6,582,007	△13,501	△4,500		△4,681
4 衛生費	2,688,108	7,212	2,695,320		△600	3,000	4,812
6 農林水産業費	1,052,820	△77,350	975,470	△28,214	△8,400	△14,752	△25,984
8 土木費	2,981,420	△11,888	2,969,532	90,838	7,700		△110,426
9 消防費	1,446,115	△332	1,445,783		△21,200		20,868
10 教育費	2,557,345	△31,156	2,526,189	△7,557	△7,300		△16,299
11 災害復旧費	1,920,696	△19,557	1,901,139	345,966	△294,100		△71,423
13 諸支出金	1,341,702	545,157	1,886,859				545,157
歳出合計	28,057,408	385,902	28,443,310	387,532	△331,900	△14,697	344,967

## 2 歳 入

15款 国庫支出金

1項 国庫負担金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3. 災害復旧費国庫負担金	429,111	36,401	465,512	1. 公共土木施設災害復旧事業負担金	36,401	公共土木施設災害復旧事業負担金 36,401
計	1,681,974	36,401	1,718,375			

15款 国庫支出金

2項 国庫補助金

1. 総務費国庫補助金	482,783	132,537	615,320	1. 総務管理費補助金	132,537	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 132,537
5. 土木費国庫補助金	398,436	91,108	489,544	1. 道路橋りょう費補助金	91,108	防災・安全交付金 10,108 臨時道路除雪事業費補助金 81,000
7. 教育費国庫補助金	76,800	△10,170	66,630	1. 学校教育費補助金	△2,043	学校施設環境改善交付金 △249 公立学校情報機器整備費補助金 △1,794
				2. 社会教育費補助金	△8,127	国宝重要文化財等保存整備費補助金 △8,127
8. 災害復旧費国庫補助金	25,929	△7,787	18,142	1. 災害復旧事業査定設計委託費等補助金	△7,787	災害復旧事業査定設計委託費等補助金 △7,787
計	1,460,995	205,688	1,666,683			

16款 県支出金

2項 県補助金

2. 民生費県補助金	252,906	△4,681	248,225	1. 社会福祉費補助金	△4,681	障害者支援施設等物価高騰対策事業補助金 △4,681
4. 農林水産業費県補助金	230,707	△24,694	206,013	1. 農業費補助金	765	農業委員会交付金 765
				2. 林業費補助金	△25,459	森林整備事業費補助金 △24,347 林道点検診断・保全整備事業補助金 △526 林道改良事業費補助金 △586
6. 土木費県補助金	300	△270	30	1. 住宅費補助金	△270	木造住宅耐震改修等事業費補助金 △270
9. 災害復旧費県補助金	485,929	317,352	803,281	1. 農林水産業施設災害復旧費補助金	316,784	農地農業用施設災害復旧費補助金 187,953 林業施設災害復旧費補助金 128,831

## 16款 県支出金

## 2項 県補助金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
				2. 公共土木施設災害復旧費補助金	568	局所がけ崩れ対策事業補助金 568
計	1,053,581	287,707	1,341,288			

## 16款 県支出金

## 3項 県委託金

5. 教育費委託金	3,372	△907	2,465	1. 学校教育費委託金	△907	秋田型部活動支援事業委託金 △907
計	109,535	△907	108,628			

## 17款 財産収入

## 2項 財産売却収入

1. 不動産売却収入	21,896	△15,283	6,613	1. 不動産売却収入	△15,283	立木売却収入 △15,283
計	29,500	△15,283	14,217			

## 18款 寄附金

## 1項 寄附金

1. 寄附金	1,500,102	3,000	1,503,102	3. 企業版ふるさと寄附金	3,000	企業版ふるさと寄附金 3,000
計	1,500,202	3,000	1,503,202			

## 19款 繰入金

## 2項 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	977,253	△492,646	484,607	1. 財政調整基金繰入金	△492,646	財政調整基金繰入金 △492,646
2. 森林経営管理基金繰入金	22,317	△619	21,698	1. 森林経営管理基金繰入金	△619	森林経営管理基金繰入金 △619
計	1,622,422	△493,265	1,129,157			

## 21款 諸収入

## 5項 雑入

3. 雑入	331,205	△2,945	328,260	1. 雑入	△2,945	ハロウィンジャンボ宝くじ市町村交付金 △2,945
計	331,207	△2,945	328,262			

## 22款 市債

## 1項 市債

1. 総務債	134,600	△3,500	131,100	1. 過疎対策事業債	△2,800	過疎対策事業債 △2,800
--------	---------	--------	---------	------------	--------	----------------

## 22款 市債

## 1項 市債

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
				3. 秋田内陸線災害復旧事業債	△700	秋田内陸線災害復旧事業債 △700
2. 民生債	4,500	△4,500	0	1. 高齢者住宅整備資金貸付事業債	△1,500	高齢者住宅整備資金貸付事業債 △1,500
				2. ひとり親家庭等住宅整備資金貸付事業債	△1,500	ひとり親家庭等住宅整備資金貸付事業債 △1,500
				3. 障害者住宅整備資金貸付事業債	△1,500	障害者住宅整備資金貸付事業債 △1,500
3. 衛生債	51,700	△600	51,100	1. 過疎対策事業債	△600	過疎対策事業債 △600
4. 農林水産業債	76,300	△8,400	67,900	1. 過疎対策事業債	△8,100	過疎対策事業債 △8,100
				2. 辺地対策事業債	△300	辺地対策事業債 △300
				3. 公共事業等債	△19,000	公共事業等債 △19,000
				4. 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	19,000	防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債 19,000
6. 土木債	490,500	7,700	498,200	1. 公営住宅建設事業債	△1,000	公営住宅建設事業債 △1,000
				2. 過疎対策事業債	15,000	過疎対策事業債 15,000
				3. 辺地対策事業債	△1,000	辺地対策事業債 △1,000
				4. 緊急自然災害防止対策事業債	△5,200	緊急自然災害防止対策事業債 △5,200
				5. 緊急浚渫推進事業債	△100	緊急浚渫推進事業債 △100
7. 消防債	263,100	△21,200	241,900	1. 過疎対策事業債	△20,500	過疎対策事業債 △20,500
				2. 合併特例事業債	△300	合併特例事業債 △300
				4. 緊急防災・減災事業債	△400	緊急防災・減災事業債 △400
8. 教育債	510,400	△7,300	503,100	1. 過疎対策事業債	△9,400	過疎対策事業債 △9,400
				2. 合併特例事業債	2,100	合併特例事業債 2,100

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
				3. 学校教育施設等整備事業債	△20,400	学校教育施設等整備事業債 △20,400
				4. 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	20,400	防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債 20,400
9. 災害復旧事業債	597,800	△294,100	303,700	1. 公共土木施設災害復旧事業債	△30,300	公共土木施設災害復旧事業債 △30,300
				2. 農地農業用施設災害復旧事業債	△165,100	農地農業用施設災害復旧事業債 △165,100
				3. 林業施設災害復旧事業債	△98,600	林業施設災害復旧事業債 △98,600
				5. その他公共施設公用施設災害復旧事業債	△100	その他公共施設公用施設災害復旧事業債 △100
計	2,147,400	△331,900	1,815,500			
歳入合計	28,057,408	385,902	28,443,310			

3 歳 出

36

8 款 土木費

5 項 住宅費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
								18. 負担金、補助及び交付金	△1,000	木造住宅耐震改修計画補助金 △400 木造住宅耐震改修補助金 △600
3. 住宅建設費	132,808	0	132,808	740	△1,000		260			
計	221,716	△1,480	220,236	△270	26,400		△27,610			

9 款 消防費

1 項 消防費

1. 常備消防費	1,279,665	△88	1,279,577		△20,800		20,712	12. 委託料	△66	旧森吉分署解体工事設計監理委託 △3 旧森吉分署解体工事工事監理委託 △26 旧合川分署解体工事設計監理委託 △3 旧合川分署解体工事工事監理委託 △34
								14. 工事請負費	△22	工事請負費 △22
2. 非常備消防費	80,318	△244	80,074		△400		156	12. 委託料	△31	消防器具置場設計委託 △26 消防器具置場設計監理委託 △3 消防器具置場工事監理委託 △2
								14. 工事請負費	△213	工事請負費 △213
計	1,446,115	△332	1,445,783		△21,200		20,868			

10 款 教育費

1 項 教育総務費

5. 教育助成費	109,346	△1,073	108,273	△907			△166	7. 報償費	△638	謝礼 △638
								8. 旅費	△27	費用弁償 △27
								11. 役務費	△18	保険料 △18
								13. 使用料及び賃借料	△390	自動車借上料 △390
9. 公立学校情報機器整備費	20,658	△8,441	12,217	△1,794			△6,647	13. 使用料及び賃借料	△8,441	OAシステム使用料 △8,441
計	465,793	△9,514	456,279	△2,701			△6,813			

10 款 教育費

2 項 小学校費

1. 学校管理費	189,986	△935	189,051	△312	3,000		△3,623	14. 工事請負費	△935	工事請負費 △935
----------	---------	------	---------	------	-------	--	--------	-----------	------	------------

## 10款 教育費

## 2項 小学校費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
計	207,721	△935	206,786	△312	3,000		△3,623			

## 10款 教育費

## 3項 中学校費

1. 学校管理費	233,087	△7,023	226,064	310	△12,400		5,067	14. 工事請負費	△7,023	工事請負費	△7,023
計	255,163	△7,023	248,140	310	△12,400		5,067				

## 10款 教育費

## 4項 義務教育学校費

3. 学校建設費	348,527	△1,146	347,381	△247	△3,400		2,501	14. 工事請負費	△1,146	工事請負費	△1,146
計	378,133	△1,146	376,987	△247	△3,400		2,501				

## 10款 教育費

## 5項 社会教育費

2. 文化振興費	85,839	△12,538	73,301	△8,127			△4,411	14. 工事請負費	△12,538	工事請負費	△12,538
3. 公民館費	123,684	0	123,684	2,957			△2,957				
6. 社会教育施設費	35,024	0	35,024	563			△563				
計	590,513	△12,538	577,975	△4,607			△7,931				

## 10款 教育費

## 6項 保健体育費

2. 体育館費	179,645	0	179,645		5,500		△5,500				
計	660,022	0	660,022		5,500		△5,500				

## 11款 災害復旧費

## 1項 農林水産業施設災害復旧費

1. 農業用施設災害復旧費	601,040	△16,588	584,452	187,953	△165,100		△39,441	12. 委託料	△16,588	実施設計委託	△16,588
2. 林業施設災害復旧費	406,055	0	406,055	128,831	△98,600		△30,231				
計	1,007,095	△16,588	990,507	316,784	△263,700		△69,672				

## 令和6年度 一般会計補正予算（第12号） 特定財源説明資料

（単位：千円）

歳 出					歳 入							
頁	款	項	目	目の名称	特定財源	金額	頁	款	項	目	目の名称	内 容
21	2	1	8	企画費	その他	△ 2,945	18	21	5	3	雑入	ハロウィンジャンボ宝くじ市町村交付金 △2,945
21	2	1	10	地方交通対策費	地方債	△ 3,500	18	22	1	1	総務債	過疎対策事業債 △2,800 秋田内陸線災害復旧事業債 △700
21	3	1	1	社会福祉総務費	国県支出金	△ 8,820	17	15	2	1	総務費国庫補助金	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 △8,820 (132,537のうち)
21	3	1	2	老人福祉費	地方債	△ 1,500	19	22	1	2	民生債	高齢者住宅整備資金貸付事業債 △1,500
21	3	1	3	障害者福祉費	国県支出金	△ 4,681	17	16	2	2	民生費県補助金	障害者支援施設等物価高騰対策事業補助金 △4,681
					地方債	△ 1,500	19	22	1	2	民生債	障害者住宅整備資金貸付事業債 △1,500
21	3	2	3	母子父子福祉費	地方債	△ 1,500	19	22	1	2	民生債	ひとり親家庭等住宅整備資金貸付事業債 △1,500
21	4	1	1	保健総務費	地方債	△ 600	19	22	1	3	衛生債	過疎対策事業債 △600
21	4	1	4	母子保健事業費	その他	3,000	18	18	1	1	寄附金	企業版ふるさと寄附金 3,000
22	6	1	1	農業委員会費	国県支出金	765	17	16	2	4	農林水産業費県補助金	農業委員会交付金 765
22	6	1	3	農業振興費	国県支出金	△ 3,520	-	16	2	1	総務費委託金	県営発電所周辺地域等振興事業費助成金 △3,520 (0のうち)
22	6	1	6	農地費	地方債	△ 300	19	22	1	4	農林水産業債	辺地対策事業債 △300 公共事業等債 △19,000 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債 19,000
22	6	2	2	林業振興費	国県支出金	△ 1,112	17	16	2	4	農林水産業費県補助金	林道点検診断・保全整備事業補助金 △526 林道改良事業費補助金 △586
					地方債	△ 8,100	19	22	1	4	農林水産業債	過疎対策事業債 △8,100
23	6	2	3	造林費	国県支出金	△ 24,347	17	16	2	4	農林水産業費県補助金	森林整備事業費補助金 △24,347
					その他	△ 14,133	16	13	2	4	農林水産業費負担金	森林整備等負担金 △2,282
							18	17	2	1	不動産売却収入	立木売却収入 △11,851 (△15,283のうち)
23	6	2	4	林業施設管理費	その他	△ 619	18	19	2	2	森林経営管理基金繰入金	森林経営管理基金繰入金 △619
23	8	2	2	道路維持費	国県支出金	91,108	17	15	2	5	土木費国庫補助金	防災・安全交付金 10,108 臨時道路除雪事業費補助金 81,000
23	8	2	3	道路新設改良費	地方債	△ 13,600	19	22	1	6	土木債	過疎対策事業債 △12,600 (15,000のうち) 辺地対策事業債 △1,000
23	8	2	4	防災対策事業費	地方債	200	19	22	1	6	土木債	過疎対策事業債 200 (15,000のうち)
23	8	3	1	河川維持費	地方債	△ 100	19	22	1	6	土木債	緊急浚渫推進事業債 △100
23	8	3	2	急傾斜地崩壊対策事業費	地方債	△ 5,200	19	22	1	6	土木債	緊急自然災害防止対策事業債 △5,200
23	8	5	1	住宅総務費	国県支出金	△ 1,010	-	15	2	5	土木費国庫補助金	社会資本整備総合交付金 △740 (0のうち)
							17	16	2	6	土木費県補助金	木造住宅耐震改修等事業費補助金 △270
					地方債	27,400	19	22	1	6	土木債	過疎対策事業債 27,400 (15,000のうち)

令和6年度 一般会計補正予算（第12号） 特定財源説明資料

（単位：千円）

歳 出						歳 入					
頁	款	項	目	目の名称	特定財源 金額	頁	款	項	目	目の名称	内 容
24	8	5	3	住宅建設費	国県支出金 740 地方債 △ 1,000	-	15	2	5	土木費国庫補助金	社会資本整備総合交付金 740 (0のうち)
						19	22	1	6	土木債	公営住宅建設事業債 △1,000
24	9	1	1	常備消防費	地方債 △ 20,800	19	22	1	7	消防債	過疎対策事業債 △20,500 合併特例事業債 △300
24	9	1	2	非常備消防費	地方債 △ 400	19	22	1	7	消防債	緊急防災・減災事業債 △400
24	10	1	5	教育助成費	国県支出金 △ 907	18	16	3	5	教育費委託金	秋田型部活動支援事業委託金 △907
24	10	1	9	公立学校情報機器整備費	国県支出金 △ 1,794	17	15	2	7	教育費国庫補助金	公立学校情報機器整備費補助金 △1,794
24	10	2	1	学校管理費	国県支出金 △ 312 地方債 3,000	17	15	2	7	教育費国庫補助金	学校施設環境改善交付金 △312 (△249のうち)
						19	22	1	8	教育債	学校教育施設等整備事業債 3,000 (△20,400のうち)
25	10	3	1	学校管理費	国県支出金 310 地方債 △ 12,400	17	15	2	7	教育費国庫補助金	学校施設環境改善交付金 310 (△249のうち)
						19	22	1	8	教育債	過疎対策事業債 △9,400
						20					学校教育施設等整備事業債 △23,400 (△20,400のうち)
						20					防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債 20,400
25	10	4	3	学校建設費	国県支出金 △ 247 地方債 △ 3,400	17	15	2	7	教育費国庫補助金	学校施設環境改善交付金 △247 (△249のうち)
						19	22	1	8	教育債	合併特例事業債 △3,400 (2,100のうち)
25	10	5	2	文化振興費	国県支出金 △ 8,127	17	15	2	7	教育費国庫補助金	国宝重要文化財等保存整備費補助金 △8,127
25	10	5	3	公民館費	国県支出金 2,957	-	16	2	1	総務費委託金	県営発電所周辺地域等振興事業費助成金 2,957 (0のうち)
25	10	5	6	社会教育施設費	国県支出金 563	-	16	2	1	総務費委託金	県営発電所周辺地域等振興事業費助成金 563 (0のうち)
25	10	6	2	体育館費	地方債 5,500	19	22	1	8	教育債	合併特例事業債 5,500 (2,100のうち)
25	11	1	1	農業用施設災害復旧費	国県支出金 187,953 地方債 △ 165,100	17	16	2	9	災害復旧費県補助金	農地農業用施設災害復旧費補助金 187,953
						20	22	1	9	災害復旧事業債	農地農業用施設災害復旧事業債 △165,100
25	11	1	2	林業施設災害復旧費	国県支出金 128,831 地方債 △ 98,600	17	16	2	9	災害復旧費県補助金	林業施設災害復旧費補助金 128,831
						20	22	1	9	災害復旧事業債	林業施設災害復旧事業債 △98,600
26	11	2	1	公共土木施設災害復旧費	国県支出金 29,182	17	15	1	3	災害復旧費国庫負担金	公共土木施設災害復旧事業負担金 36,401
						17	15	2	8	災害復旧費国庫補助金	災害復旧事業査定設計委託費等補助金 △7,787
						18	16	2	9	災害復旧費県補助金	局所がけ崩れ対策事業補助金 568
				地方債	△ 30,300	20	22	1	9	災害復旧事業債	公共土木施設災害復旧事業債 △30,300
26	11	3	1	その他公共施設公用施設 災害復旧費	地方債 △ 100	20	22	1	9	災害復旧事業債	その他公共施設公用施設災害復旧事業債 △100



承認第7号

市議会提出議案に関する意見聴取について（令和7年度北秋田市一般会計補正予算（第1号）の関係部分）

北秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成17年北秋田市教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づきこれを報告し、承認を求める。

令和7年4月24日提出

北秋田市教育委員会教育長 佐藤 昭 洋

専決第 14 号

専 決 処 分 書

北秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 17 年北秋田市教育委員会規則第 6 号）第 4 条第 1 項の規定により、教育委員会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、教育委員会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、次のとおり専決処分する。

- 1 市議会提出議案に関する意見聴取について（令和 7 年度北秋田市一般会計補正予算（第 1 号）の関係部分）

令和 7 年 4 月 16 日専決

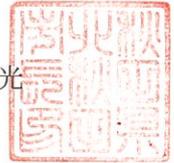
北秋田市教育委員会教育長 佐藤 昭 洋

北秋総 0 4 0 0 2 5

令和 7 年 4 月 1 4 日

北秋田市教育委員会 様

北秋田市長 津 谷 永 光



市議会提出議案に関する意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 62 号）第 29 条の規定に基づき、次のとおり北秋田市教育委員会の意見を求めます。

1 案件名

専決処分の承認を求めることについて（専決第 4 号 令和 6 年度北秋田市一般会計補正予算（第 12 号））の関係部分

令和 7 年度北秋田市一般会計補正予算（第 1 号）の関係部分

2 提案議会

令和 7 年市議会第 1 回臨時会

3 回答期限

令和 7 年 4 月 18 日（金）正午

4 回答先

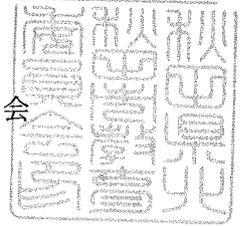
北秋田市総務部総務課総務係

北秋教総040019

令和7年4月16日

北秋田市長 津谷 永光 様

北秋田市教育委員会



市議会提出案に関する意見聴取について（回答）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、令和7年4月14日付け北秋総040025にて意見を求められた次に示す議案について、異議ありません。

案件名

専決処分の承認を求めることについて（専決第4号 令和6年度北秋田市一般会計補正予算（第12号））の関係部分

令和7年度北秋田市一般会計補正予算（第1号）の関係部分

令和7年度 北秋田市一般会計補正予算（第1号）

<教育委員会関係分>

議案第 43 号

令和 7 年度 北秋田市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度北秋田市一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 6 1, 4 3 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 4, 5 9 8, 0 3 1 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 4 月 2 3 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

第 1 表 歳入歳出予算補正  
歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金		196,605	△91,610	104,995
	2 負担金	195,508	△91,610	103,898
15 国庫支出金		2,700,536	21,411	2,721,947
	2 国庫補助金	1,258,191	21,411	1,279,602
19 繰入金		1,348,620	255,400	1,604,020
	2 基金繰入金	1,311,828	255,400	1,567,228
21 諸収入		342,688	276,233	618,921
	4 受託事業収入	159,930	△1,364	158,566
	5 雑収入	80,382	277,597	357,979
歳入合計		24,136,597	461,434	24,598,031

## 歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民 生 費		6,233,113	2,020	6,235,133
	2 児 童 福 祉 費	1,821,103	2,020	1,823,123
7 商 工 費		905,201	471,308	1,376,509
	1 商 工 費	905,201	471,308	1,376,509
10 教 育 費		2,162,131	△11,894	2,150,237
	1 教 育 総 務 費	500,509	△223	500,286
	2 小 学 校 費	249,792	△6,565	243,227
	3 中 学 校 費	143,911	△4,847	139,064
	4 義 務 教 育 学 校 費	34,961	△1,344	33,617
	5 社 会 教 育 費	719,020	585	719,605
	6 保 健 体 育 費	513,938	500	514,438
歳 出 合 計		24,136,597	461,434	24,598,031

令和7年度北秋田市一般会計補正予算に関する説明書

I 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金	196,605	△91,610	104,995
15 国庫支出金	2,700,536	21,411	2,721,947
19 繰入金	1,348,620	255,400	1,604,020
21 諸収入	342,688	276,233	618,921
歳入合計	24,136,597	461,434	24,598,031

(歳 出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 民 生 費	6,233,113	2,020	6,235,133	1,346			674
7 商 工 費	905,201	471,308	1,376,509	20,580		277,820	172,908
10 教 育 費	2,162,131	△11,894	2,150,237	△515		△93,197	81,818
歳 出 合 計	24,136,597	461,434	24,598,031	21,411		184,623	255,400

2 歳 入

13款 分担金及び負担金

2項 負担金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
7. 教育費負担金	111,896	△91,610	20,286	1. 保健体育費負担金	△91,610	学校給食費負担金 (現年度分 鷹巣) △58,168 学校給食費負担金 (現年度分 森吉) △33,442
計	195,508	△91,610	103,898			

15款 国庫支出金

2項 国庫補助金

1. 総務費国庫補助金	185,683	20,580	206,263	1. 総務管理費補助金	20,580	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 20,580
2. 民生費国庫補助金	422,181	1,346	423,527	2. 児童福祉費補助金	1,346	母子家庭等対策総合支援事業費補助金 1,346
7. 教育費国庫補助金	32,112	△515	31,597	1. 学校教育費補助金	△515	特別支援教育就学奨励費補助金 △515
計	1,258,191	21,411	1,279,602			

19款 繰入金

2項 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	856,051	255,400	1,111,451	1. 財政調整基金繰入金	255,400	財政調整基金繰入金 255,400
計	1,311,828	255,400	1,567,228			

21款 諸収入

4項 受託事業収入

6. 教育費受託事業収入	7,827	△1,364	6,463	1. 教育費受託事業収入	△1,364	給食費受託事業収入 △1,364
計	159,930	△1,364	158,566			

21款 諸収入

5項 雑入

3. 雑入	80,380	277,597	357,977	1. 雑入	277,597	あきたリフレッシュ学園個人負担金 △238 あきたリフレッシュ学園賄費納入金 15 プレミアム付応援チケット販売収入 277,820
計	80,382	277,597	357,979			
歳入合計	24,136,597	461,434	24,598,031			

## 3 歳 出

## 3 款 民生費

## 2 項 児童福祉費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
2. 児童措置費	1,191,868	2,020	1,193,888	1,346			674	18. 負担金、補助及び交付金	2,020	地域こどもの生活支援強化事業補助金 2,020
計	1,821,103	2,020	1,823,123	1,346			674			

## 7 款 商工費

## 1 項 商工費

2. 商工振興費	204,091	446,871	650,962			277,820	169,051	7. 報償費	500	謝礼	500
								8. 旅費	714	職員旅費	714
								10. 需用費	50	印刷製本費	50
								11. 役務費	111	通信運搬費 手数料	101 10
								12. 委託料	443,896	プレミアム付応援チケット事業委託 農産物等売り込み支援委託	436,218 7,678
								18. 負担金、補助及び交付金	1,600	販売促進事業費補助金	1,600
5. 観光費	194,299	24,437	218,736	20,580			3,857	12. 委託料	24,437	宿泊事業者等支援事業委託	24,437
計	905,201	471,308	1,376,509	20,580		277,820	172,908				

## 10 款 教育費

## 1 項 教育総務費

7. 学童研修センター運営費	15,554	△223	15,331			△223		10. 需用費	△223	食糧費 賄材料費	△215 △8
計	500,509	△223	500,286			△223					

## 10 款 教育費

## 2 項 小学校費

3. 教育振興費	18,622	△6,565	12,057	△260			△6,305	19. 扶助費	△6,565	扶助費	△6,565
計	249,792	△6,565	243,227	△260			△6,305				

## 10 款 教育費

## 3 項 中学校費

3. 教育振興費	14,724	△4,847	9,877	△167			△4,680	19. 扶助費	△4,847	扶助費	△4,847
----------	--------	--------	-------	------	--	--	--------	---------	--------	-----	--------

## 10款 教育費

## 3項 中学校費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
計	143,911	△4,847	139,064	△167			△4,680			

## 10款 教育費

## 4項 義務教育学校費

3. 教育振興費	4,094	△1,344	2,750	△88			△1,256	19. 扶助費	△1,344	扶助費	△1,344
計	34,961	△1,344	33,617	△88			△1,256				

## 10款 教育費

## 5項 社会教育費

3. 公民館費	130,104	585	130,689				585	1. 報酬	520	委員報酬	520
								8. 旅費	29	費用弁償	29
								10. 需用費	11	消耗品費	11
								11. 役務費	9	通信運搬費	9
								12. 委託料	16	折込委託	16
計	719,020	585	719,605				585				

## 10款 教育費

## 6項 保健体育費

4. 学校給食費	351,642	500	352,142			△92,974	93,474	18. 負担金、補助及び交付金	500	北秋田市小中学校等児童生徒学校給食費補助金	500
計	513,938	500	514,438			△92,974	93,474				
歳出合計	24,136,597	461,434	24,598,031	21,411		184,623	255,400				

## 令和7年度 一般会計補正予算（第1号） 特定財源説明資料

(単位：千円)

歳 出						歳 入					
頁	款	項	目	目の名称	特定財源 金 額	頁	款	項	目	目の名称	内 容
7	3	2	2	児童措置費	国県支出金 1,346	6	15	2	2	民生費国庫補助金	母子家庭等対策総合支援事業費補助金 1,346
7	7	1	2	商工振興費	その他 277,820	6	21	5	3	雑入	プレミアム付応援チケット販売収入 277,820
7	7	1	5	観光費	国県支出金 20,580	6	15	2	1	総務費国庫補助金	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 20,580
7	10	1	7	学童研修センター運営費	その他 △ 223	6	21	5	3	雑入	あきたリフレッシュ学園個人負担金 △238 あきたリフレッシュ学園賄費納入金 15
7	10	2	3	教育振興費	国県支出金 △ 260	6	15	2	7	教育費国庫補助金	特別支援教育就学奨励費補助金 △260 (△515のうち)
7	10	3	3	教育振興費	国県支出金 △ 167	6	15	2	7	教育費国庫補助金	特別支援教育就学奨励費補助金 △167 (△515のうち)
8	10	4	3	教育振興費	国県支出金 △ 88	6	15	2	7	教育費国庫補助金	特別支援教育就学奨励費補助金 △88 (△515のうち)
8	10	6	4	学校給食費	その他 △ 92,974	6	13	2	7	教育費負担金	学校給食費負担金 (現年度分 鷹巣) △58,168 学校給食費負担金 (現年度分 森吉) △33,442
						6	21	4	6	教育費受託事業収入	給食費受託事業収入 △1,364

議案第17号

北秋田市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

北秋田市学校給食センター条例施行規則（平成17年北秋田市教委規則第22号）の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年4月24日提出

北秋田市教育委員会教育長 佐藤 昭 洋

提案理由

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響が増しているなか、学校給食の提供を受ける児童・生徒の保護者並びに職員等が負担する経費を値上げする必要があり、所要の規定の整備を行うものである。

また、子育て支援策の一環として、学校給食の提供を受ける児童・生徒の保護者が負担する経費を無償化することに伴い、所要の規定の整備を行うものである。

令和7年

教育委員会規則第 号

北秋田市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則

北秋田市学校給食センター条例施行規則（平成17年北秋田市教育委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「325円」を「335円」に改め、同条第2号及び第3号中「370円」を「385円」に改める。

附則に次の1項を加える。

（学校給食費の無償化）

4 第7条第1号及び第2号の規定にかかわらず、令和7年4月1日から学校給食の提供を受ける児童・生徒の保護者の経費の負担は、次に掲げるとおりとする。

（1） 児童1人 1食 0円

（2） 生徒1人 1食 0円

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(資料) 北秋田市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(経費の負担)</p> <p>第7条 給食センターの運営に要する経費のうち、給食費は、次に掲げる区分により、当該給食を受ける児童・生徒の保護者並びに職員等が負担する。</p> <p>(1) 児童1人 1食 <u>335円</u></p> <p>(2) 生徒1人 1食 <u>385円</u></p> <p>(3) 職員1人 1食 <u>385円</u></p> <p>附 則</p> <p>(学校給食費の無償化)</p> <p><u>4. 第7条第1号及び第2号の規定にかかわらず、令和7年4月1日から学校給食の提供を受ける児童・生徒の保護者の経費の負担は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 児童1人 1食 0円</u></p> <p><u>(2) 生徒1人 1食 0円</u></p>	<p>(経費の負担)</p> <p>第7条 給食センターの運営に要する経費のうち、給食費は、次に掲げる区分により、当該給食を受ける児童・生徒の保護者並びに職員等が負担する。</p> <p>(1) 児童1人 1食 <u>325円</u></p> <p>(2) 生徒1人 1食 <u>370円</u></p> <p>(3) 職員1人 1食 <u>370円</u></p> <p>附 則</p>

○北秋田市学校給食センター条例施行規則

平成17年3月22日教育委員会規則第22号

改正

平成20年7月7日教委規則第12号

平成20年12月22日教委規則第16号

平成25年3月8日教委規則第2号

平成26年2月3日教委規則第1号

平成28年7月1日教委規則第11号

平成28年7月29日教委規則第14号

令和2年2月21日教委規則第2号

令和3年2月1日教委規則第2号

令和5年3月1日教委規則第1号

令和6年3月1日教委規則第3号

令和7年4月 日教委規則第 号

北秋田市学校給食センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北秋田市学校給食センター条例（平成17年北秋田市条例第236号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、北秋田市学校給食センター（以下「給食センター」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 給食センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 給食物資の調達に関すること。
- (2) 学校給食費の算定に関すること。
- (3) 施設及び労務の管理に関すること。
- (4) 経理その他一般事務に関すること。
- (5) 献立作成、調理指導、衛生管理及び栄養の調査研究に関すること。
- (6) 調理に関すること。
- (7) 給食輸送に関すること。

(8) 機械の操作及び管理に関すること。

(職員)

第3条 条例第4条に規定する給食センターの職員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 所長
- (2) 事務職員
- (3) 栄養士
- (4) 調理員
- (5) 運転手（運転助手）

(職務)

第4条 給食センター職員の職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 所長は、給食センターに属する業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- (2) 事務職員は、給食事務に従事する。
- (3) 栄養士は、献立作成その他栄養に関する業務に従事する。
- (4) 調理員は、調理等に従事する。
- (5) 運転手は、運搬車の運転その他機械の操作に従事する。

(給食対象)

第5条 給食センターは、次の区分による学校に在学する児童・生徒及びこれらの機関に属する職員並びに給食センターの業務に従事する職員を対象として給食を実施する。

名称	給食対象
北秋田市鷹巣北部学校給食センター	北秋田市立鷹巣小学校、綴子小学校、鷹巣中学校
北秋田市鷹巣南部学校給食センター	北秋田市立鷹巣東小学校、清鷹小学校
北秋田市もりよし学校給食センター	北秋田市立米内沢小学校、合川小学校、森吉中学校、合川中学校、義務教育学校阿仁学園

(給食実施回数)

第6条 給食センターの行う給食は、年間を通じ200日以内（以下「基準日数」という。）とし、授業日昼食時に実施する。

(経費の負担)

第7条 給食センターの運営に要する経費のうち、給食費は、次に掲げる区分により、当該給食を受ける児童・生徒の保護者並びに職員等が負担する。

- (1) 児童1人 1食 335円
- (2) 生徒1人 1食 385円
- (3) 職員1人 1食 385円

(欠食の取扱い)

第8条 給食費は、次の各号に該当する場合は、別に算定するものとする。この場合において、学校長は、遅滞なく所長に欠食届を提出しなければならない。

- (1) 3日以上欠食予定を3日前に学校長に予告した場合
- (2) 学校行事、感染症及びこれに準ずるもの。その他不慮の災害により欠食する場合

(専決事項)

第9条 所長の専決事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 職員の事務分担に関する事。
- (2) 職員の在勤地内旅行に関する事。
- (3) 所属職員の年次休暇に関する事。
- (4) 所属職員の週休日の指定及び振り替え並びに半日勤務時間の割り振りの変更に関する事。
- (5) 所属職員の休日の代休日の指定に関する事。
- (6) 所属職員の時間外勤務に関する事。
- (7) 通知、照会、回答、報告、申請、証明等に関する事。ただし、異例のものを除く。

(施設設備の管理)

第10条 所長は、業務を円滑に運営するため、施設設備を正常な状態に維持するように努めなければならない。

(防災及び警備等)

第11条 所長は、給食センターの防災及び警備について常に留意するとともに部下職員に防災及び警備の任務を分担させなければならない。

2 消防法（昭和23年法律第186号）第8条に規定する防火管理者は、所長の意見を聴いて北秋田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命する。

（事故の報告）

第12条 所長は、重大な事故が発生したときは、速やかに状況を教育委員会に報告しなければならない。

（補則）

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年3月22日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の鷹巣町立学校給食センターに関する規則（昭和49年鷹巣町規則第4号）、阿仁町立学校給食共同調理場設置条例施行規則（昭和46年阿仁町規則第3号）又は合川町立小中学校給食調理場設置条例施行規則（平成4年合川町規則第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 第7条の規定にかかわらず、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間、学校給食の提供を受ける児童・生徒の保護者の経費の負担は、次に掲げるとおりとする。

（1） 児童1人 1食 285円

（2） 生徒1人 1食 325円

（学校給食費の無償化）

- 4 第7条第1号及び第2号の規定にかかわらず、令和7年4月1日から学校給食の提供を受ける児童・生徒の保護者の経費の負担は、次に掲げるとおりとする。

（1） 児童1人 1食 0円

（2） 生徒1人 1食 0円

附 則（平成20年7月7日教委規則第12号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月22日教委規則第16号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月8日教委規則第2号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月3日教委規則第1号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年7月1日教委規則第11号）

この規則は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年7月29日教委規則第14号）

この規則は、平成28年8月1日から施行する。

附 則（令和2年2月21日教委規則第2号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年2月1日教委規則第2号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月1日教委規則第1号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月1日教委規則第3号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月 日教委規則第 号）

この規則は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

議案第 18 号

北秋田市児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令の制定について

北秋田市児童生徒就学援助費支給要綱（平成 17 年北秋田市教育委員会訓令第 6 号）  
の一部を改正する訓令を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 4 月 24 日提出

北秋田市教育委員会教育長 佐 藤 昭 洋

提案理由

学校給食費の無償化に伴い、準要保護者への就学援助費の対象となる経費に変更があるため、所要の規定の整備を行うものである。

令和7年

教育委員会訓令第 号

北秋田市児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令

北秋田市児童生徒就学援助費支給要綱（平成17年北秋田市教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第4号及び第7号に」を「第4号までに」に改め、同項中第7号を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(資料) ○北秋田市児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(援助費目等)</p> <p>第3条 就学援助費の対象となる経費は、次のとおりとする。ただし、第1号から第4号までに規定する経費に係る就学援助は、要保護者を除く。</p> <p>(1) 新入学児童生徒学用品費</p> <p>(2) 学用品費</p> <p>(3) 通学用品費</p> <p>(4) 体育実技用具費 (柔道着)</p> <p>(5) 修学旅行費</p> <p>(6) 医療費 (県立中学校は除く。)</p> <hr/> <p>第4条～第9条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この訓令は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。</p>	<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(援助費目等)</p> <p>第3条 就学援助費の対象となる経費は、次のとおりとする。ただし、第1号から第4号及び第7号に規定する経費に係る就学援助は、要保護者を除く。</p> <p>(1) 新入学児童生徒学用品費</p> <p>(2) 学用品費</p> <p>(3) 通学用品費</p> <p>(4) 体育実技用具費 (柔道着)</p> <p>(5) 修学旅行費</p> <p>(6) 医療費 (県立中学校は除く。)</p> <p>(7) 学校給食費 (県立中学校は除く。)</p> <p>第4条～第9条 (略)</p>

## ○北秋田市児童生徒就学援助費支給要綱

平成17年3月22日

教育委員会訓令第6号

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、経済的理由により就学が困難と認められる児童及び生徒(以下「児童生徒」という。)の保護者に対して、就学援助費を支給し、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(支給資格)

第2条 援助費の支給を受けることができる者は、本市に住所を有し、北秋田市立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は北秋田市以外の国・公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校に在籍している児童生徒の保護者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者
- (2) 北秋田市教育長(以下「教育長」という。)が別表1の認定基準に基づき、要保護者に準ずる程度に困窮していると認定した者(以下「準要保護者」という。)

(援助費目等)

第3条 就学援助費の対象となる経費は、次のとおりとする。ただし、第1号から第4号までに規定する経費に係る就学援助は、要保護者を除く。

- (1) 新入学児童生徒学用品費
- (2) 学用品費
- (3) 通学用品費
- (4) 体育実技用具費(柔道着)
- (5) 修学旅行費
- (6) 医療費(県立中学校は除く。)

2 前項の支給対象費目に係る支給額等については、国の定める要保護児童生徒援助費補助金の予算単価によるものとする。

(申請)

第4条 援助費の支給を受けようとする者は、毎年度、就学援助費申請書に必要事項を記入し、教育長に提出するものとする。

(認定)

第5条 教育長は、前条の申請があったときは、審査をし、その結果について申請者へ通知するとともに、当該児童生徒が就学している学校長に対して通知するものとする。

(支給方法)

第6条 教育長は、前条の規定により認定された者(以下「受給者」という。)への援助費の支給については、受給者の指定した金融機関の預金口座に学期毎に支給するものとする。ただし、下記の各号に掲げる場合は、各号のとおりとする。

- (1) 修学旅行費については、学校長からの児童生徒に係る精算報告書に基づき支払うものとする。
  - (2) 医療費の支払いについては、学校長より医療券の交付申請があったものに限り、医療機関からの請求に基づき、市教育委員会より当該医療機関へ直接支払うものとする。
  - (3) 新入学児童生徒学用品費については、入学前の3月に支払うことができるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、学校長は受給者から委任状の提出があったときは代理受領できるものとする。
- (状況変更等の届出)

第7条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく教育長に届け出なければならない。

- (1) 保護者の住所または氏名に変更があったとき。
  - (2) 生活保護法に基づく保護の開始または廃止があったとき。
  - (3) 前2号に掲げるものの他、就学援助費申請書の記載内容に変更があったとき。
- (認定の取消し)

第8条 教育長は、受給者が次の各号のいずれかに該当した場合、受給資格としての認定を取り消し、又は援助費の支給の一部若しくは全部を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する要件を欠くことになったとき。
  - (2) 不正の手段により援助費の支給を受けたとき。
- (援助費の返還)

第9条 教育長は、受給者が援助費の支給を受けた後、前条の規定により援助費の支給を取り消したときは、これを返還させることができる。

#### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

この訓令は、平成29年1月1日から施行する。

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

この訓令は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

## 別表1（第2条関係）

### 準要保護認定基準

前年度又は当該年度において、次の各号のいずれかの措置を受けた者を「準要保護者」とする。

- (1) 生活保護法に定める保護の廃止又は停止の措置を受けた者
- (2) 地方税法に基づく市民税が非課税の者
- (3) 地方税法に基づく市民税が減免された者
- (4) 地方税法に基づく個人の事業税が減免された者
- (5) 地方税法に基づく固定資産税が減免された者
- (6) 国民年金法に基づく国民年金の保険料が減免された者
- (7) 国民健康保険法に基づく保険料の減免又は徴収を猶予された者
- (8) 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給を受けた者
- (9) 児童生徒が属する世帯の前年の所得額（給与所得控除後又は必要経費控除後の金額）

が、生活保護法第8条の規定に準拠して、次の算式により算定した額以下である者。

$$[\text{①生活扶助（1類、2類）} + \text{②期末一時扶助} + \text{③教育扶助} + \text{④住宅扶助} + \text{⑤障害者加算} + \text{⑥母子加算} + \text{⑦児童養育加算}] \times 1.3$$

(注釈) 生活保護基準額は、前年12月末日現在を使用する。

- (10) 特別の事情により、現年度において生活の困窮をきたしている者

議案第 19 号

北秋田市森吉コミュニティセンター改築に係る検討委員会設置要綱の制定について

北秋田市森吉コミュニティセンター改築に係る検討委員会設置要綱を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 4 月 24 日提出

北秋田市教育委員会教育長 佐藤 昭 洋

提案理由

北秋田市森吉コミュニティセンター改築にあたり、公民館施設の機能充実と森吉地区住民の利活用促進及びコミュニティ・防災拠点施設として整備するため、地域住民の意見や要望を集約し、住民参画による施設づくりを目指すための委員会の設置に関し、必要な事項を定めるため、所要の規定の整備を行うものである。

令和7年

教育委員会告示第 号

北秋田市森吉コミュニティセンター改築に係る検討委員会設置要綱の制定について

北秋田市森吉コミュニティセンター改築に係る検討委員会設置要綱を制定する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

○北秋田市森吉コミュニティセンター改築に係る検討委員会設置要綱

令和7年4月 日教育委員会告示第 号

(目的)

第1条 北秋田市森吉コミュニティセンター（以下「森吉コミセン」という。）改築にあたり、公民館施設の機能充実と森吉地区住民の利活用促進及びコミュニティ・防災拠点施設として整備するため、地域住民の意見や要望を集約し、住民参画による施設づくりを目指し、森吉コミュニティセンター改築に係る検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(内容)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 森吉コミセン改築の概要、基本方針・計画の立案に関する事。
- (2) 施設の設計等の概要に関する事。
- (3) 地域住民の要望・意見の聴取、集約に関する事。
- (4) その他森吉コミセン改築に必要な事項に関する事。

(構成)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる団体・組織などのうちから北秋田市教育委員会が委嘱する。

- (1) 地域自治会関係者
- (2) 森吉コミセンの関係者
- (3) 一般公募者
- (4) その他、教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から森吉コミセン竣工までとする。ただし、委員が委嘱されたときの要件を欠くに至った場合は、後任の者がこれにあたる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長を務める。ただし、第1回開催の委員会は教育長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第7条 委員会において必要があると認めるときは、市関係課及び委員以外の関係者の出席を求め、その意見等を聴くことができる。

(報酬)

第8条 委員の報酬は、条例に定めるところの各種委員報酬に準じ、これを支給する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会生涯学習課が所管する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は教育長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

報告第3号

専決処理の報告について（専決第8号 公文書の開示について）

北秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成17年教育委員会規則第6号）第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処理したので、同条第2項の規定に基づきこれを報告する。

令和7年4月24日提出

北秋田市教育委員会教育長 佐藤 昭 洋

専決第8号

専 決 処 理 書

北秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成17年教育委員会規則第6号）第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処理する。

1 公文書の開示について

令和7年3月28日専決

北秋田市教育委員会教育長 佐藤 昭 洋

様式第1号（第2条関係）

行政情報公開請求書

令和7年3月26日

北秋田市教育委員会 様

郵便番号101-0051

住 所 東京都千代田区神田神保町3-29

氏 名 (株)帝国書院 代表取締役社長 佐藤清

電話番号090(4639)7770 申請担当 藤原晃

法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名

北秋田市情報公開条例第6条第1項の規定に基づき、次のとおり行政情報の公開を請求します。

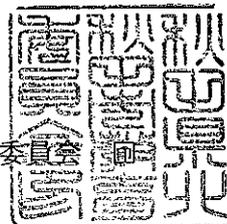
請求する行政情報の件名又は内容 行政情報の件名又は知りたいと思う事項を具体的に記入してください。	令和7年度使用中学校教科書採択にかかる以下の文書 ・採択協議会 規約、日程、参加者名簿、議事録 ・選定委員会 規約、日程、参加者名簿、議事録 ・調査委員会 日程、調査員名簿、調査資料（地図、地理、歴史、公民
行政情報の公開の方法の区分	<input type="checkbox"/> 閱 覧 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 閱覧及び写しの交付 <input checked="" type="checkbox"/> 郵送希望
使 用 目 的	調査研究のため

(注) 該当する項目の□にレ印で表示し、各欄に必要な事項を記入してください。

行政情報一部公開決定通知書

北秋教学010132  
令和7年3月28日

(株) 帝国書院  
代表取締役社長 佐藤 清 様



北秋田市教育委員会

令和7年3月26日付けで公開請求のあった行政情報について、北秋田市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定したので通知します。

公開を請求された行政情報の件名又は内容	令和7年度使用中学校用教科書採択に係る以下の文書 ・採択協議会 規約、日程、参加者名簿、議事録 ・選定委員会 規約、日程、参加者名簿、議事録 ・調査委員会 日程、調査員名簿、調査資料（地図、地理、歴史、公民）				
行政情報の公開の日時	年 月 日 ( )	午前 午後	時 から	午前 午後	時 まで
	なお、当日都合が悪い場合は、あらかじめその旨を担当課に電話等でご連絡ください。				
行政情報の公開の場所	当該資料の写しを交付する				
行政情報の公開をしない部分及び理由	行政情報の公開をしない部分 ・氏名 ・北秋田市情報公開条例第7条第2号に該当（理由）当該情報に含まれる氏名により、特定の個人を識別できるため。				
※上記理由がなくなる日	年 月 日				
担 当 課 名 等	北秋田市教育委員会学校教育課 電話 0186 (62) 6617				
備 考	A4サイズ29ページ				

(注) 裏面参照

- 1 行政情報の公開を受ける際には、この通知書を持参し、係員に提示してください。
- 2 ※印の欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載してあります。公開を希望する場合は、明示された日以後に改めて請求をしてください。
- 3 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、実施機関に対して行政不服審査法により異議申立てをすることができます。
- 4 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、北秋田市を被告として（実施機関の長が被告の代表となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 5 この処分について3の異議申立てをした場合の処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

報告第4号

専決処理の報告について（専決第9号 学校医等の委嘱について）

北秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成17年教育委員会規則第6号）第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処理したので、同条第2項の規定に基づきこれを報告する。

令和7年4月24日提出

北秋田市教育委員会教育長 佐藤 昭 洋

専決第9号

専 決 処 理 書

北秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成17年教育委員会規則第6号）第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処理する。

1 学校医等の委嘱について

令和7年4月1日専決

北秋田市教育委員会教育長 佐藤 昭 洋

令和7年度北秋田市立学校 学校医名簿

※敬称略

任期 自 令和6年 4月 1日

至 令和8年 3月31日

※任期：令和7年 4月 1日～令和8年 3月31日

No	学校名	内科	歯科医名	眼科	耳鼻科	薬剤師
1	鷹巣小学校	遠藤 勝實 遠藤クリニック 児玉 達彦 児玉内科クリニック	森川 公彦 森川歯科医院 奈良 大樹 奈良歯科医院	小林 真 小林眼科医院	丸屋 信一郎 まるや耳鼻科クリニック	藤島 哲大 大館市立総合病院
2	鷹巣東小学校	田村 豊一 たむら内科クリニック	小松 直子 市立阿仁診療所	小林 真 小林眼科医院	丸屋 信一郎 まるや耳鼻科クリニック	佐藤 椋 北秋調剤薬局
3	綴子小学校	上田 忠 うえだクリニック	中川 祥 市民病院	小林 真 小林眼科医院	丸屋 信一郎 まるや耳鼻科クリニック	蒔苗 千秋 昭和堂薬局第七薬局
4	清鷹小学校	近藤 義任 近藤医院 奈良 正人 奈良医院	中川 祥 市民病院	小林 真 小林眼科医院	丸屋 信一郎 まるや耳鼻科クリニック	佐々木 優太 米代薬局
5	米内沢小学校	高橋 賢郎 市立米内沢診療所	伊藤 剛 くるみ歯科医院	小林 真 小林眼科医院	加谷 悠 ※ 秋田大学附属病院	福田 豊浩 福田薬局
6	合川小学校	齋藤 浩太郎 合川診療所	伊東 恵寿 米内沢歯科	小林 真 小林眼科医院	加谷 悠 ※ 秋田大学附属病院	松中 啓示※ 北秋調剤薬局
7	鷹巣中学校	武田 志保 北秋田市民病院 蒔苗 隆	加賀谷 保 加賀谷歯科医院 奈良 大樹 奈良歯科医院	小林 真 小林眼科医院	丸屋 信一郎 まるや耳鼻科クリニック	佐々木 一成 昭和堂薬局第六薬局
8	森吉中学校	高橋 賢郎 市立米内沢診療所	伊藤 剛 くるみ歯科医院	小林 真 小林眼科医院	加谷 悠 ※ 秋田大学附属病院	福田 豊浩 福田薬局
9	合川中学校	齋藤 浩太郎 合川診療所	伊東 恵寿 米内沢歯科	小林 真 小林眼科医院	加谷 悠 ※ 秋田大学附属病院	松中 啓示※ 北秋調剤薬局
10	阿仁学園	野口 博生 市民病院	小松 直子 市立阿仁診療所	小林 真 小林眼科医院	加谷 悠 ※ 秋田大学附属病院	三澤 恭子 あにあい薬局



報告第5号

専決処理の報告について（専決第 号 学校事務共同実施グループリーダー等の  
任命について）

北秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成17年教育委員会  
規則第6号）第3条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の  
規定に基づきこれを報告する。

令和7年4月24日提出

北秋田市教育委員会教育長 佐藤 昭 洋

専 決 処 理 書

北秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 17 年教育委員会規則第 6 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処理する。

1 学校事務共同実施グループリーダー等の任命

発令名	所属校名	職・氏名
グループリーダー・事務長	北秋田市立鷹巣小学校	主任主査 田中 克典
グループリーダー・事務長	北秋田市立森吉中学校	主任主査 菅原 裕美
グループリーダー	北秋田市立鷹巣中学校	統括事務長 鈴木真樹

令和 7 年 4 月 1 日専決

北秋田市教育委員会教育長 佐 藤 昭 洋

報告第6号

専決処理の報告について（専決第11号 北秋田市教育支援委員会委員の委嘱について）

北秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成17年教育委員会規則第6号）第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処理したので、同条第2項の規定に基づきこれを報告する。

令和7年4月24日提出

北秋田市教育委員会教育長 佐藤 昭 洋

専決第 11 号

専 決 処 理 書

北秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 17 年教育委員会規則第 6 号）第 3 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処理する。

- 1 北秋田市教育支援委員会委員の委嘱について

令和 7 年 4 月 1 日専決

北秋田市教育委員会教育長 佐 藤 昭 洋

## 令和7年度 北秋田市教育支援委員会委員名簿

任期： 令和7年4月 1日  
令和8年3月31日

委員区分	職名	氏名	備考
小児科医	北秋田市民病院副院長	野口博生	
小児科医	北秋田市立米内沢診療所副所長	佐藤隆之	
教育支援委員会検査員	公認心理師	小林寛幸	小委員会
北秋田市校長会	鷹巣中学校長	山田理	
北秋田市教頭会	鷹巣東小学校教頭	工藤美佳子	
北秋田市立就学前施設	阿仁合保育園 園長	松橋皆子	
療育関係者	もろびこども園 管理者	中村智子	小委員会
秋田県教育庁北教育事務所	指導主事	長崎尚嗣	小委員会
特別支援学校	比内支援学校たかのす校副校長	佐藤大	小委員会
特別支援教育地域センター	特別支援教育アドバイザー	伊藤栄子	
通級指導教室担当（鷹巣小学校）	鷹巣小学校教諭	木村明美	
通級指導教室担当（鷹巣中学校）	鷹巣中学校教諭	武田恵美子	
北秋田市福祉事務所	こども課子育て相談係 家庭相談員	森岡恵理奈	小委員会
北秋田市こども課	こども課 主査	戸沢裕美	小委員会

事務局（北秋田市教育委員会）

教育長 佐藤 昭洋      学校教育課長 茂内 公貴      推進監 成田 正子      学籍担当 白渡 わかな



報告第7号

専決処理の報告について（専決第12号 北秋田市学校結核対策委員会委員の委  
嘱について）

北秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成17年教育委員会  
規則第6号）第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処理したので、同条第2項  
の規定に基づきこれを報告する。

令和7年4月24日提出

北秋田市教育委員会教育長 佐藤 昭 洋

専決第 12 号

専 決 処 理 書

北秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 17 年教育委員会規則第 6 号）第 3 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処理する。

- 1 北秋田市学校結核対策委員会委員の委嘱について

令和 7 年 4 月 1 日専決

北秋田市教育委員会教育長 佐 藤 昭 洋

## 令和7年度北秋田市学校結核対策委員会委員名簿

区 分	所 属	肩書き	氏 名	備 考
保健所長	北秋田保健所	所長	相澤 寛	
医師会の代表	児玉内科クリニック	院長	児玉 達彦	会長
結核の専門家	北秋田市民病院	副院長(小児科医)	野口 博生	
学校医の代表	医療法人豊知会たむら内科クリニック	理事長	田村 豊一	副会長
校長会の代表	米内沢小学校	校長	成田 彦智	
養護教諭の代表	清鷹小学校	養護教諭	菅原 良子	
市保健センター職員	北秋田市医療健康課	課長	畠山 英利	

(任期:令和7年4月1日～令和9年3月31日)

(事務局) 北秋田市教育委員会

教 育 長	佐藤 昭洋
学校教育課長	茂内 公貴
学校教育課係長	金 幸子
学校教育課主任	土濃塚 政樹

令和7年度 北秋田市教育委員会 機構図

■教育委員会：北秋田市教育委員会会議規則

<事務局：北秋田市教育委員会事務局組織規則>

R7.4.1 現在

教育長	◎佐藤昭洋
委員	◎佐藤正俊
委員	◎佐藤英樹
委員	◎蒔苗 隆
委員	◎藤本基子

◎	任命（市長）
マークなし	市職員
○	会計年度任用職員
※	任命
★	県費職員
☆	外国青年招致

教育次長	金澤 誠				
教育総務課	課長	池田恒平	(第二庁舎)	TEL:62-6616	FAX:63-2678
教育総務係	主幹兼係長	櫻田正明			
	主査	倉内雅英			
	主査	藤本来夢			
	主任	佐藤麻衣			
給食係	主幹兼係長	笹代孝徳	TEL:62-2766	FAX:62-4792	市職員：7
	主査	吉田 翔	TEL:67-6066	FAX:67-6067	会計年度任用職員：41
学校教育課	政策監兼課長	茂内公貴	TEL:62-6617	FAX:63-2678	
学校教育係	推進監	高橋裕樹			
	推進監	堀内亜希子			
	推進監	成田正子			
	主幹兼係長	金 幸子			
	参事	佐藤 晋			
	副主幹	白渡わかな			
	主任	土濃塚政樹			
	ALTコーディネーター	○ロバート・ショーン・コリガン			
	学校図書館巡回司書	○中嶋聡子			
	ICT支援員	○加藤 亨			
部活動地域移行コーディネーター	○遠藤元博	○山本英幸			市職員：13
架け橋コーディネーター	○柴田清香				会計年度任用職員：66
生涯学習課	課長	山本明美	(北秋田市民ふれあいプラザコムコム)	TEL:62-1130	FAX:62-1669
生涯学習係	係長事務取扱	山本明美			
	副主幹	小笠原隆			
	副主幹	櫻井條史			
	主査	櫻田鮎子			
	主任	佐藤奈々恵			
	事務補助	○佐藤美代子			
	生涯学習相談員	○松橋睦子			
財文係化	主幹兼係長	渡辺靖光	TEL:62-6618	FAX:62-1669	市職員：15
	主査	和田真輝			会計年度任用職員：14

教育機関						
教育センター	所長	茂内公貴	(第二庁舎)	TEL:62-6617	FAX:63-2678	
ALT	所長補佐	高橋裕樹			☆タリコーネ・ジェニファー・リン	
	所長補佐	堀内亜希子			☆ブランドン・マシュー・フェア	
	所長補佐	成田正子			☆ハドソン・ジュシカ・レイチェル	
	さわやか教室指導員	○嘉藤貴子	(交流センター)	TEL:62-4860	☆ウィスラー・ブレンデン・リュウタ	
					☆スチュワート・タイロン	
					☆パウエル・サバンナ・ノエル	
鷹巣小学校	校長	★湊 貞宗	TEL:62-2041	FAX:63-2042		
鷹巣東小学校	教頭	★小坂美和				
	主任主査	★田中克典				
	校務員	○成田 涉	○佐藤香織			
	学校生活サポート員	○大川久美子	○三沢智子	○谷藤郁絵	○桜庭洋子	○石岡貴子
	学校生活サポート員	○佐藤純子	○西村千夏			
	鷹巣東小学校	校長	★大高聖子	TEL:62-1645	FAX:63-2419	
綴子小学校	教頭	★工藤美佳子				
	主任主査	★柏木亜希子				
	校務員	堀部 保	○山口律子			
	学校生活サポート員	○松橋 泉	○近藤舞子	○藤島美穂子		
	綴子小学校	校長	★成田美智子	TEL:62-1084	FAX:63-2494	
清鷹小学校	教頭	★田中芳明				
	主任主査	★成田則子				
	校務員	津谷清孝	○三沢早苗			
	学校生活サポート員	○金 能子	○鈴木優子	○鎌田伸博		
	清鷹小学校	校長	★明石 桂	TEL:63-2315	FAX:63-2317	
米内沢小学校	教頭	★児玉卓也				
	事務職員(非常勤)	★岸野祥子				
	校務員	斉藤正樹	○上野美香			
	学校生活サポート員	○松橋真理子	○寺田奈緒子	○成田絵里子	○堀内 遼	
	米内沢小学校	校長	★成田彦智	TEL:72-3029	FAX:72-4905	
合川小学校	教頭	★庄司美穂子				
	主事	★滝口瑞輝				
	校務員	湊 秀次	○畠山こず恵			
	学校生活サポート員	○畠山栄里子	○成田美輝	○湊 幸子	○小嶋陽子	
	合川小学校	校長	★津谷美穂子	TEL:67-6120	FAX:67-6075	
鷹巣中学校	教頭	★庄司伸子				
	主任主査	★藤嶋奈緒子				
	校務員	○成田正人	○野呂光子			
	学校生活サポート員	○藤根 恵	○安井陽子	○木下美佳	○三日田千加子	
	鷹巣中学校	校長	★山田 理	TEL:62-1701	FAX:63-1893	
鷹巣中学校	教頭	★成田政己				
	統括事務長	★鈴木真樹				
	主事	★齋藤羽矢				
	校務員	○藤田和広	○田村浩孝	○永井沙織		
	学校生活サポート員	○畠山 康	○松橋 淳	○河田由香	○若生 薫	
	部活動指導員	○福土省治	○村上勇悦			

◎	任命(市長)
マークなし	市職員
○	会計年度任用職員
※	任命
★	県費職員
☆	外国青年招致

森吉中学校		TEL:73-2335 FAX:73-2612 60-6530 60-6510 (事務センター)			
校長	★小林浩之				
教頭	★小塚貴子				
主任主査	★菅原裕美				
校務員	新林正美	○泉谷亜希子			
学校生活サポート員	○佐藤美香子				
部活動指導員	○土佐良成				
合川中学校		TEL:78-2135 FAX:78-3509			
校長	★菊地重則				
教頭	★松岡浩二				
主事	★齊藤祐樹				
校務員	○工藤直文	○成田美保子			
学校生活サポート員	○奈良田美公子				
部活動指導員	○小笠原聡	○安部公作			
阿仁学園		TEL:82-2160 FAX:82-2161			
校長	★小林陽介				
副校長	★工藤 聡				
教頭	★松岡みつ子				
主事	★柴田 翔				
校務員	○鈴木厚美	○松橋友美			
学校生活サポート員	○鈴木志保	○武石瑠美子			
鷹巣北部学校給食センター		TEL:62-2766 FAX:62-4792 (再掲)			
主幹兼係長	笹代孝徳				
学校栄養教諭	★山本美紀子				
栄養士	○堀内まゆ子				
主任調理員	○畠山久美子				
副主任調理員	○小塚美代子	○川村福子			
調理員	○神山奈奈子	○高橋佐知子	○石崎浩美	○小野 瞳	○近藤里美
調理員	○吉田直美	○高坂明子	○中嶋美貴子	○大川里李香	
事務補助	○坂上恵利子	○村形あけみ			
鷹巣南部学校給食センター		TEL:62-1279 FAX:62-5218			
学校栄養教諭	★村木美咲				
主任調理員	○佐藤綾香				
副主任調理員	○小坂晴美				
調理員	○宮野浩子	○籾内棋理子	○高橋流花	○川口理沙	
もりよし学校給食センター		TEL:67-6066 FAX:67-6067 (再掲)			
主査	吉田 翔				
学校栄養教諭	★津谷早苗				
主任調理員	○高塚千明				
副主任調理員	○長田正子	○木村久美子			
調理員	○金田千代美	○近藤俊子	○松橋沙幸	○工藤百合子	
調理員	○西根智恵子	○吉田洋子	○梅井めぐみ	○鈴木奈津美	
調理員	○佐々木麻衣	○中嶋優希	○白沢里美		
事務補助	○土佐尚子				
清掃員	○近藤文子				
栄公民館		TEL:62-0744 FAX:62-0744			
館長	※田口尚美				
公民館主事	※佐藤秀子				
公民館主事	※亀山祐悦				
公民館主事	※照内直光				
坊沢公民館		TEL:62-4729 FAX:62-4729			
館長	※戸嶋正志				
公民館主事	※成田 豊				
公民館主事	※佐藤吉美				
公民館主事	※長崎しのぶ				
七座公民館		TEL:67-2529 FAXTEL:67-2529			
館長	※成田佳則				
公民館主事	※成田春正				
公民館主事	※小笠原治男				
公民館主事	※戸沢久子				
沢口公民館		TEL:62-4829 FAX:62-4829			
館長	※神成寿寛				
公民館主事	※佐藤シエ子				
公民館主事	※中嶋信咲				
公民館主事	※佐藤雅人				
綴子公民館		TEL:62-1472 FAX:62-1472			
館長	※三澤民男				
公民館主事	※吉田清春				
公民館主事	※藤島恵美子				
公民館主事	※工藤智也				
七日市公民館		TEL:66-2001 FAX:66-2001			
館長	※千葉昭平				
公民館主事	※九嶋栄子				
公民館主事	※細田律子				
公民館主事	※畠山かよ				
森吉公民館		TEL:72-3259 FAX:72-3374			
館長	※竹田勇人				
参事	細田昌史				
副主幹	佐藤香奈子				
事務補助	○野呂博昭				
前田公民館		TEL:84-8770 FAX:84-8770			
館長	※佐藤慶博				
公民館主事	※庄司政雄				
公民館主事	※庄司カヨ子				
公民館主事	※吉田勝義				
阿仁公民館		TEL:82-2220 FAX:82-2221			
館長	※長谷川拓郎				
参事	柴田 勲				
副主幹	板垣直人				
事務補助	○佐藤みゆき				
大阿仁公民館		TEL:84-2311			
館長	※益田 光				
公民館主事	※大徳耕一郎				
公民館主事	※松橋盛昭				
公民館主事	※斎藤英昭				

◎	任命（市長）
マークなし	市職員
○	会計年度任用職員
※	任命
★	県費職員
☆	外国青年招致

合川公民館		TEL:78-2114 FAX:78-2106	
	館長	※藤嶋浩子	
	副主幹	木村千春	
	主任	吉田将偉	
	事務補助	○西根麗子	
鷹巣図書館		TEL:62-1707 FAX:67-6211	
	主査	佐藤周作	
	主事	納谷玲子	
	図書館業務補助	○鈴木恵子	○今川和心 ○長岐岳
森吉図書館			
	図書館業務補助	○後藤千秋	
合川公民館図書室			
阿仁公民館図書室			
阿仁異人館／郷土文化保存伝承館			
阿仁ふるさと文化センター			
森吉コミュニティセンター		TEL:72-3259	
合川学童研修センター		TEL:78-4180	
あきたリフレッシュ学園		TEL:78-4180 FAX:78-4091	
	派遣社会教育主事	★津谷泰介	
	リフレッシュ学園研修員	★柏木太郎	
	指導員	○佐藤正俊	○山田直昭 ○工藤 隆
	事務補助	○柴田さやか	
ひまわり陶芸ハウス			
福田獅子舞伝承館			
根子番楽伝承館			
上杉あいターミナル			
下杉集会施設			
増沢集会施設			
胡桃館遺跡埋蔵資料館			
旧 鷹巣南小学校（遺跡収納施設）			
子育て世代支援スペース			
	運営員	○本城谷恭子	○佐藤茂子 ○安保律子 ○相馬京子 ○佐々木政子

## 北秋田市図書館協議会委員の任命について

北秋田市図書館条例（平成 17 年 3 月 22 日条例第 241 号）第 8 条第 2 項の規定により、次の者を北秋田市図書館協議会委員に任命するものとする。

氏 名	住 所	所属等	備考
宮野 恵子 (昭和 25 年 2 月 8 日生 75 歳)	北秋田市綴子字街道下 34 番地 1	学識経験者	再任
澤田 眞理子 (昭和 24 年 12 月 25 日生 75 歳)	北秋田市大町 8 番 26-7 号	学識経験者	再任
佐藤 千津 (昭和 33 年 3 月 2 日生 67 歳)	北秋田市阿仁銀山字下新町 118 番地	学識経験者	再任
佐々木 潤子 (昭和 26 年 3 月 31 日生 73 歳)	北秋田市坊沢字水上沢 36 番地	学識経験者	新任
近藤 ひとみ (昭和 36 年 8 月 8 日生 63 歳)	北秋田市李岱字李岱 222 番地 1	一般利用者	新任
柴田 菜々 (平成 10 年 9 月 1 日生 26 歳)	北秋田市米内沢字伊勢ノ森 37 番地 18 伊勢ノ森団地 8 号	一般利用者	新任
柴森 トシ子 (昭和 22 年 2 月 11 日生 78 歳)	北秋田市阿仁前田字下川端 138 番地 12	一般利用者	新任
須 藤 規 子	北秋田市伊勢町 1 番 1 号	秋田北鷹高校 (教諭)	再任
成田 彦智	北秋田市米内沢字中島 1 番地 2	北秋田市校長会 (米内沢小学校)	再任
松橋 寿美	北秋田市阿仁前田字下川端 101	北秋田市公立保育園長会 (前田保育園)	新任

(任期 令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日)

令和 7 年 3 月 27 日提出

北秋田市教育委員会教育長 佐藤 昭洋

## 提案理由

北秋田市図書館協議会委員の任期満了に伴い、新たに図書館協議会委員の任命について提案するものである。

## R 7 教育長訓示

令和 7 年 4 月 1 日(火)13:00

第二庁舎 第 3 会議室

観測史上最大の積雪量を記録した冬を乗り越え、庭先の福寿草が開花し、チューリップや水仙などの花芽が、春を駆け足で連れてきました。新たなメンバーでの令和 7 年度スタートにあたり、皆さんとともに 1 年間の取り組むべき方向性を考えたいと思います。

昨年度は、スポーツ振興課や生涯学習課の一部を市長部局に移行する機構改革、義務教育学校阿仁学園の実質統合、米内沢小と前田小の統合で、幕を開けました。文化祭や浜辺の歌音楽祭などの所管する事業や、文化会館、縄文館、浜辺の歌音楽館、交流センター、阿仁異人館・伝承館など、所管する施設の変更もあり、我々職員を始め、市民の皆様からの問合せや戸惑いが大きい 4 月となりました。

総務課は、教育総務課と課名を変更してのスタートでした。義務教育学校阿仁学園のグラウンド・駐車場等外構工事、収納庫改築工事、鷹巣中学校体育館改築に向けた基礎調査、中学校特別教室へのエアコン設置、体育館への LED 設置などの大きな事業に取り組みました。不登校対策のあきたリフレッシュ学園の運営や夏、冬の短期教育留学、生活改善型の長期教育留学は、不登校生徒との関わりや、県外児童生徒との関係人口の拡大など、ソフト面でも大きな成果を上げたと、卒園式や閉講式での子どもたちの様子から感じました。また、学校給食の HP での紹介や一般市民を対象とした試食会を実施するなど、学校給食を発信したことは、地場産食材の新規開拓など、様々な方面への発展が見られました。

学校教育課は、中学校部活動地域移行への対応やこども課と連携した幼保小架け橋プログラムの推進など、国や県の事業をうまく活用しながら、喫緊の教育課題として全国各地で取り組まれている課題に、積極的にチャレンジしてくれました。また、教育総務課と進める学校適正配置については、森吉中の方向性や鷹巣地区小学校の検討など、7 年度も継続して取り組んでいくこととなります。コロナ禍の G I G A スクール構想で導入した 1 人 1 台タブレットの活用については、当初、活用率が低迷していたのですが、各学校への積極的な働きかけにより、ほぼ毎日活用している割合が、4 月の全国調査では小学校 6 年生で国 25%、県 30% に対し本市は 72%、中学校 3 年生で国 31%、県 33% に対し本市は 60% と極めて高くなりました。12 月の県調査でも、小学校 4 年生から中学校 2 年生までのトータルで、県 50% に対し本市は 74% と、毎日の授業の中で当たり前のようにタブレットが使われており、学習指導に係る教職員の積極的な取組に感謝しています。

子どもたちの活動でも、嬉しいことがたくさんありました。第一に、クリーンアップへの子供たちの参加です。参加率が春は 19.9%、秋は 17.2% と、私の目標の 25% に極めて近くなりました。それでも市内の 5 人に 1 人は参加していることとなりますので、素晴らしい地域貢献活動です。全校で 50% が参加した小学校、学年で 89% が参加した中学校もあって驚

きました。また、きたあきたこどもサミットや市制 20 周年記念式典、第 3 次総合計画中学生ワークショップ、市長との中学生タウンミーティングでの発表、秋田活性化中学生選手権で阿仁学園のチームが 2 年連続最優秀賞を獲得したことなどからは、ふるさと教育、キャリア教育が各学校でしっかりと取り組まれ、子どもたちの中で深化してきていることを強く感じ、嬉しく思います。

生涯学習課は、大規模な機構改革により、業務が大分スリムになりました。生涯学び続ける市民のための、各公民館や高齢者大学、生涯学習奨励員など、生涯学習の活性化は、それぞれの担当の創意工夫により、コロナ禍前の状況に戻ったと感じています。第 3 期子ども読書活動推進計画のスタートの年になり、読書まつりでは新たな取り組みが見られました。20 歳の集い、マタギの地恵体験学習会、民俗芸能大会などのイベントは、参加した方々から良かったという声をいただいております。文化財収蔵庫の整理については計画的に実施でき、収蔵している民具を生涯学習フェスタに展示し、市民の皆さんにも見てもらうことができました。

さて令和 7 年度は、第 3 次北秋田市総合計画の策定年となっています。市の総合計画に合わせて、教育委員会でも「第 3 次北秋田市学校教育ビジョン」と「第 5 次北秋田市社会教育中期計画」を策定することになります。少子化など課題が山積している社会の流れの中で、本市の課題をしっかりと踏まえ、知恵を出し合って、その解決に向けた計画を策定しなければならないと考えています。10 年先を見据えた計画となりますが、まずは前期の 5 年間の計画を、令和 8 年度予算の検討が始まる時期に合わせて、進めてほしいと思います。

ここで年度の初めに当たり、二つのことをお願いします。昨年度は、「創意工夫を加えた事業の実施」と「明るい職場作り」をお願いしました。皆さん自分の持ち場の中で、どの程度実現できたでしょうか。自分の担当した事業等に、ひと味工夫を加えることができましたか？明るい声で朝の挨拶を交わすことにより、職場でのコミュニケーションを高めることができましたでしょうか？

今年度の 1 つ目は、「発信」をお願いします。阿仁学園のホームページでは、ブログが毎日のように更新され、学校の活動を誰でも見る事が出来ます。全校児童生徒 60 人、42 世帯の学校で、3 月の第 3 週一週間のブログ閲覧者数は、延べ 2,140 人、閲覧回数は 4,800 件で、3 月 26 日現在の令和 6 年度総数は、延べ 78,614 人、167,776 件にも及びました。仮に家族 2 人が毎日閲覧していたとしても、1 週間に 420 人程度、祖父母 4 人を入れても 1,680 人程度ですので、毎週 2,000 人前後の方々が阿仁学園の状況を閲覧しているということは、いかにすごい数なのかが分かります。10 月の学園祭に 230 人もの方々が訪れてくれたことや、転入生が 3 人、海外からの体験入学生が 2 人いたこと、文部科学省や県内外の教育委員会や学校からの視察があったことも、学校が発信してきたことの成果だと考えています。いくら創意工夫を加え、スキルアップした事業であっても、市民の皆さんや参加を呼びかける対象の方々に、内容が周知され、理解をいただいなければ参加の検討すらしません。文

部科学大臣表彰を受賞した合川公民館が、短期講座や館内展示の宣伝を、市の広報やマスコミ等を通して行うことでたくさんの市民が訪れたり、給食の献立をホームページに載せ、地場産物の利用を紹介したりする取組も、事業に対する市民の理解をいただく、効果的な発信であると思います。今年度は、今まで行ってきたこと、新しく取り組むことを、積極的に発信するようお願いします。

2つ目の願いは、**明るく元気な職場作り**です。毎年お願いしていますが、まずは朝のあいさつ。管理職から率先して、職員の意識を高めるような挨拶で部屋に入り、元気のよい朝のスタートを切れるような職場作りをお願いします。職場が明るい雰囲気になると、効率の良い仕事ができるようになり、それが皆さん自身の健康作りに返ってくるものと、私は信じています。更に、課内のコミュニケーションを図るためにも、事業を終えた時など機会を捉えて、反省会や慰労会などを計画してほしいと思います。地域経済の活性化にも繋がりますので、私にも声をかけてもらえれば嬉しいです。

最後に、観測史上最大の積雪量となった令和7年のスタートでしたが、雪解け水が豊かな実りをもたらしてくれるように、職員の皆さんの豊かな発想や斬新なアイデアにより、明るく魅力のある北秋田市になることを信じて、年度当初の訓示とします。今年度も、よろしくをお願いします。

#### 令和7年度に計画されている主な事業等

**教育総務課**：鷹巣中学校体育館改築設計業務、旧阿仁中学校校舎解体・環境整備事業、小学校特別教室へのエアコン設置、学校教育課と進める学校適正配置（森吉中の方向性、鷹巣地区小学校の検討）、あきたリフレッシュ学園の運営、教育留学、学校給食業務など。

**学校教育課**：教育総務課と進める学校適正配置（森吉中の方向性、鷹巣地区小学校の検討）、中学校部活動地域移行への対応、こども課と連携した幼保小架け橋プログラムの推進、1人1台タブレットの効果的な活用、小学校へ電子黒板の導入、不登校対策検討委員会の開催、学校運営協議会を機能させたふるさと教育、キャリア教育の推進、きたあきたこどもサミットなど。

**生涯学習課**：各公民館・高齢者大学・生涯学習奨励員等生涯学習の活性化、森吉公民館の改築に向けた検討、20歳の集い、マタギの地恵体験学習会、第3期子ども読書活動推進計画の推進、民俗芸能大会、文化財の保護、文化財収蔵庫の整理・活用、文化財の審議など。

チームでしっかりと計画を練り、大胆に取り組むことを期待しています。